

世界文化遺産の遺産影響評価 にかかる参考指針

平成 31 年 4 月

文化庁

本参考指針については、遺産影響評価についての ICOMOS のガイダンスの改定など様々な状況に応じて修正される可能性がある。このため、適宜最新版を入手するよう留意されたい。

1 本参考指針のねらい

背景

近年世界遺産委員会において、新規の文化遺産の登録あるいは保全状況の報告が行われる際に、世界遺産の顕著な普遍的価値（OUV）が、計画されている事業等によって受ける影響を評価する「遺産影響評価（Heritage Impact Assessment）」の実施が求められる事例が増えている。我が国の資産もその例外ではなく、今後この傾向が続くと考えられることから、各資産においても対応を求められる可能性が増加している。

遺産影響評価は、それぞれの資産の価値、特性や開発事業の規模・内容等の実情に応じてそれぞれ異なり、本質的に個別具体的な対応を求められるものである。また、その手続き、資産への影響を適切に評価する具体的方法については、ICOMOS（International Council on Monuments and Sites）が2011年に「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス（Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties）」をとりまとめているものの、なお十分に整理されていない点も多い。実際には、我が国の世界文化遺産においては、様々な仕組みを活用しつつ遺産に対する影響がこれまででも評価されてきている。こうした実情やこれまでの個々の事例を踏まえつつ、今後、それぞれの資産において、遺産影響評価を実施していくうえで一定の共通理解が得られるよう、その手順、手法等の基本的な考え方について、整理していくことが重要と考えられる。本参考指針は、こうした状況を踏まえ、ICOMOSが取りまとめた「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス」を参照しつつ、我が国の世界文化遺産において、関係者が実際に遺産影響評価を行う場合の手順、手法等を整理する際に参考となるように、文化庁の委託事業により、東京文化財研究所において取りまとめられた参考指針（案）を、文化庁において確認したものである。なお、参考指針（案）を含む委託事業の報告書（全体版）については東京文化財研究所のウェブサイト（<https://www.tobunken.go.jp/japanese/publication/pdf/2019-research-HIA.pdf>）に掲載されている。¹

参考指針の対象

本参考指針は、我が国に所在する世界文化遺産において遺産影響評価を行う場合を想定している。

従って、一義的には、上記に直接関わる自治体関係者、資産の所有者、関係する事業者等が、それぞれの資産の特性や実情に応じて、遺産影響評価を行う場合に、この参考指針を適宜参照すること、また資産において想定される計画に備えて、事前に遺産影響評価のプロセスや方法等を整理し、管理計画に盛り込むための検討をする際の利用等が想定される。

しかしながら、世界文化遺産の保全にあたっては、地域の幅広い関係者の理解を得ることが極めて重要であることや、遺産影響評価自体が、地域住民を含むより幅広い関係者の間での合意形成のツールとしても機能し得ることなどを考慮すると、この参考指針で示している考え方について、世界文化遺産が所在する地域においてより幅広い理解を得ることが望ましいことは言うまでもなく、そのための普及啓発の手立てとしても機能することが期待される。

参考指針利用上の留意点

遺産影響評価という用語の指示す範囲に対する理解は一様ではない。広義には、一般的な事業の許認可手続き等における判断や、自然災害等により遺産が毀損された場合の事後の評価まで、幅広い内容を含むと理解される場合もあるが、本参考指針では、主として世界文化遺産の価値への影響が懸念される各種事業に対する事前の影響評価を対象としている。

1 東京文化財研究所のサイト内でリンク先が変わる可能性がある。

各世界遺産は個別に多様な OUV を有しており、また、関係する組織のあり方もそれぞれ異なっていることから、遺産影響評価の実施に当たっては様々な方法、内容が想定される。このため、本参考指針では基本的な遺産影響評価の考え方や手順を示し、具体的な分析等の手法については参考として例示するに留めている。従って、ここで示される基本的な原則、考え方を参照しつつ、それぞれの実情に応じて作業を行う必要がある。

世界遺産の保全もまた、多様な社会の中に位置付けられ、遂行されてゆくものである。このため、その価値を的確に把握し、保存の観点から十全な対処を実現できるように配慮する必要がある一方で、地域住民の生活、経済的諸活動など様々な観点を考慮し、バランスのとれた持続可能なものとする必要もある。しかしながら、世界遺産に登録された資産が我が国の中だけではなく、広く世界に対してその保全を約束したものである以上、客観性のある評価を心がける必要がある。

参考指針で用いる用語について

本参考指針においては、遺産影響評価の広義・狭義の概念などの混同を避けるため、以下のように用語を用いることとしている。

- ・ 遺産影響評価：世界遺産の OUV が、計画されている事業等によって受ける影響を評価すること。事業の捕捉から詳細分析の必要性の有無の判断までの初期の段階を含む作業全体。こうした判断の際に用いられる基準・考え方の整理、あるいは OUV の属性（attribute）の整理等の準備段階も含む。なお、他の文書においては、次に掲げる「詳細分析」を（狭義の）「遺産影響評価」と表記している場合もあるため、注意を要する。
- ・ （詳細）分析：事業を捕捉し、世界遺産に対する影響が明らかに軽微とは判断できない場合に実施する詳細な分析。
- ・ 事業等：遺産影響評価の対象となり得る開発行為、イベントなど様々な行為。
- ・ 学術委員会等：各資産において、世界遺産の管理・保全のための専門的検討を行うために設立されている委員会等を総称してこのように表記する。必要に応じて、資産や緩衝地帯の保全に関わる景観審議会等がこれに含まれる事もある。

2 遺産影響評価の流れ

前述のように、世界遺産の管理体制のあり方は資産ごとに様々である。従って同一の手順を想定することはできず、個別のケースにより判断する必要があるが、基本的な流れは次の通りである（図 1）。

遺産影響評価のスケジュールと諸手続きの関係

世界文化遺産や緩衝地帯が所在する自治体において、事業等の早い段階からその内容を把握し、事業者等と対話を行うことの利点は言うまでもない。計画の初期段階で世界遺産の保全との整合性を図っておくことは、世界遺産の保全の観点のみならず、事業等の円滑な実施にも資するものである。

このためには、世界文化遺産の所在する自治体においては、世界文化遺産の資産および緩衝地帯の保全方策の内容、あるいは遺産影響評価のあり方について地域住民、（潜在的な）事業者等に適切に周知し、幅広い理解を得ておくことが肝要である。また、当該自治体内部において、関係する様々な部局と世界文化遺産担当部局との間の情報共有も必要である。こうした状況を構築し、持続させるためには継続的な努力が必要

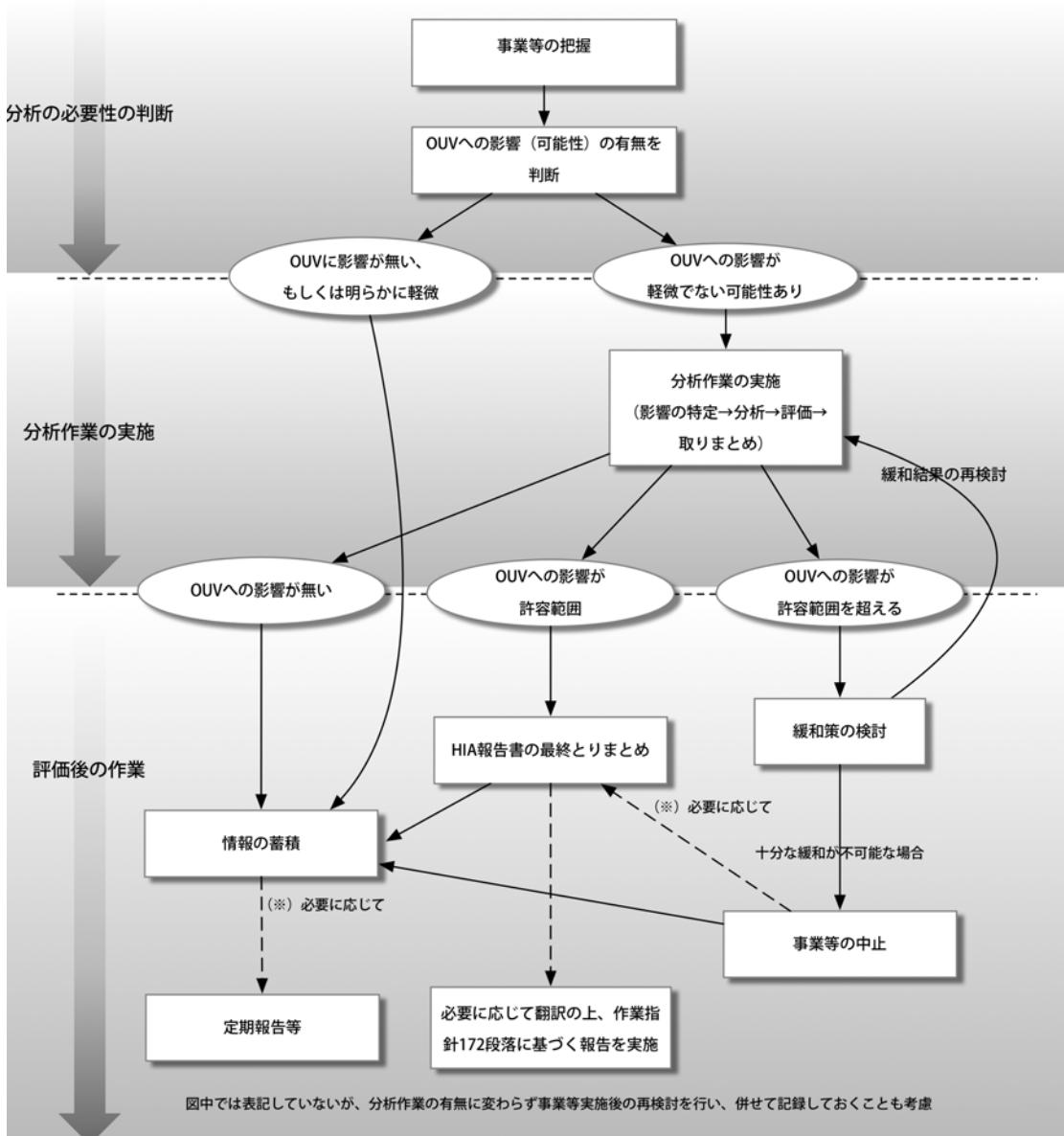


図1 遺産影響評価の基本的な流れ

となるが、特に世界遺産登録の前後は地域の注目度も極めて高い状態にあるので、当該自治体内部のみならず、登録される以前から可能な範囲で広報・周知の努力を開始しておくことも有効であろう。

資産の保全方策の根拠となる文化財保護法等、あるいは緩衝地帯に関連する景観法、建築関係諸規制、環境影響評価等における手続きのスケジュールと、世界遺産としての諸手続きや、やりとりなどとの整合性を考慮する必要もある。一般的に、世界遺産委員会に対して締約国が最終決定を行う前に情報提供するよう求められていること、また翻訳等に要する時間を考慮に入れると、単なる事後報告で十分な場合を除いては、こうした国内法上の手続きに先んじて世界遺産としての対処を考慮していく必要がある場合がほとんどである。

何れにしても、国内手続きと世界遺産としての作業のスケジュール上の整理については事前に行っておく必要があり、このためにも包括的保存管理計画の作成、改定が重要である。世界遺産としての作業のスケジュールや手続きに関しては、「世界遺産条約履行のための作業指針」を参照されたい。

3 遺産影響評価の対象となる事業等の考え方

対象となる事業等の捕捉

前述の通り、詳細評価の対象となる事業等を早い段階で把握することは、その後の評価等を行う時間的余裕を確保し、事業者や幅広い利害関係者の理解を得ながら適切な世界遺産の保護を図る上で極めて重要である。そのためには、資産および緩衝地帯の保全の根拠となっている法令等の枠組みを活用するとともに、関係する協議会、学術委員会などの世界遺産の保全のための枠組みにこの手順を組み込み、包括的保存管理計画にその手順等を明記しておくことが重要である。その上で、広報誌やウェブサイト等を活用してその内容を幅広く周知することが、最終的に適切かつバランスのとれた遺産の保全に資することとなる。

このようなプロセスは、ただ単に情報を整理するのみならず、幅広い関係者、すなわち行政、遺産の所有者・管理者、事業者、周辺住民などに、世界遺産の保全全般、特に遺産影響評価が必要となる場合があり得ることについて周知を図る上での重要なツールともなる。また、関係自治体内部での十分な情報共有が鍵となる場合も多いことから、そのためにも重要である。

詳細分析作業の必要性の判断

遺産影響評価の詳細分析は、世界遺産の価値の保全に影響を及ぼす可能性を把握し、適切に対処するために行うものであるから、その必要性の判断も遺産の価値、すなわち OUVへの影響の有無による必要がある。

そのため、事業等の規模の大小、資産との位置関係、事業の種類といった物理的・空間的な指標だけでなく、一時的なものか永続的なものかといった時間軸の問題も考慮に入れつつ、最終的には後述する OUV の詳細についての整理を基に、OUVへの影響を可能な限り客観的に判断する必要がある。

従って、詳細分析の必要性の有無を定量的な指標のみで判断することは困難であるが、他方で極力わかりやすく周知するため、事業規模（敷地面積、延床面積等）、構築物の高さなどの定量的な指標、あるいは事業の内容について閾値を定める、もしくは例示しておくことは有効である。当然、これを超えない場合にあっても OUVへの影響（の可能性）を考慮して詳細分析が必要となる可能性があることは言うまでもない。資産の状況によっては、詳細分析の必要性を検討するための指標を資産範囲内、緩衝地帯内、緩衝地帯の外側に分けて定めておくことも考えられる。こうした取り決めは、遺産影響評価の初期段階の作業をあらかじめ行っておくことに相当し、結果的に関係者の労力を低減することができる。

こうした分析作業の必要性の有無の判断は、原則として当該資産の存する市町村、もしくは都道府県（これらが共同して設置する協議会等を含む）が行う必要がある。その際に必要があれば、学術委員会等、あるいは文化庁にも協議を行う。

また、初期段階での詳細評価の必要の有無の判断は、迅速であると同時に客観的に行う必要がある。なぜなら、詳細評価を行わなかった場合について、事後的に OUVへの影響がないか、あるいは明らかに軽微であることを説明可能でなくてはならないからである。その結果については、必要に応じて学術委員会等に報告するとともに、後述するような形で記録として残しておく必要がある。

次に掲げる図（図 2）は、この判断に関する大まかな体制を記したものであるが、各資産の特性、管理のための体制によって詳細が様々であることは言うまでもない。

詳細分析を実施しない場合の取り扱い

詳細分析を実施しない場合にあっても、その記録を保持し、必要な場合には世界遺産委員会等に対して説明できるようにしておく必要がある。こうした記録は後の事例における詳細分析の必要性の有無に関する判

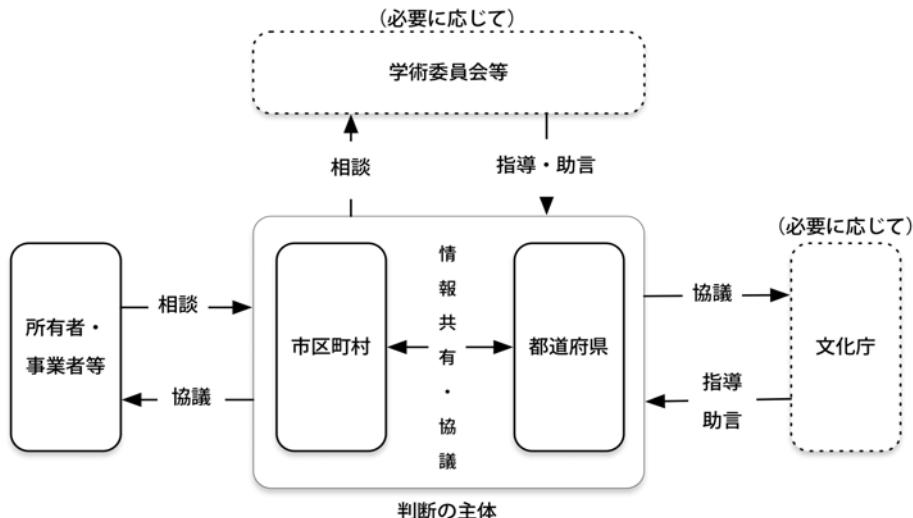


図2 詳細分析を要するか否かの判断

断材料ともなるだけでなく、長期的にはより望ましい制度（規制の強化あるいは緩和を含む）の構築に際して基本的な参考資料ともなり得る。さらに、事業等が単体では問題視するほどではないが、同種の変化が累積した場合にはOUVへの影響が看過できないという複雑な問題への対処のよがともなる。

記録の内容も、資産ごとにその特性を考慮して調整すべきではあるが、概ね次のようなものが考えられ、²資産の所有者あるいは事業者等に過重な負担とならないよう配慮が必要である。

- 当該世界遺産の名称、影響を考慮すべき構成資産の名称
- 事業等の概要
- 資産の OUVへの影響の可能性がない、もしくは明らかに軽微であると判断した理由
- 記録作成日
- 記録作成者

4 世界遺産としての価値の整理

OUVの言明(SOUV)の再確認

既に述べたように、事業等の遺産への影響の評価にあたっては、その世界遺産としての価値に対する影響に主眼を置いて検討する必要がある。このために、まずは以下の資料等を再確認し、SOUVを整理する。

- 1) 世界遺産委員会決議に記載されたOUVの遡及的言明(rSOUV)
- 2) 当該世界遺産が記載された際の委員会決議に記載されたSOUV³
- 3) 当該世界遺産が記載された際のICOMOS評価書
- 4) 世界遺産推薦書

これらは、1)から4)の順に時間遡って並ぶもので、原則として最新のものを参照する。しかしながら

² 概ねA4、1~2枚程度とする考えられる。

³ 世界遺産委員会の新規登録審議の際にSOUVが決定されず、翌年の委員会において決定されたものを含む。

ら、しばしばその中身を理解するために、その変化の過程および場合によっては古い段階での文章も併せて参照する必要があることに注意する。

また、当該資産が世界遺産一覧表に記載された時期によって、OUV を規定するためのルール、あるいは標準的なあり方が異なっていることから、これを考慮した上で後に続く作業を行う必要がある。

OUV の「属性」の整理

近年の推薦にあたっては、OUV についてその諸側面、すなわち属性を整理する形での説明がなされることがほとんどである。現行の作業指針上でこのような手法が明確に要請されているわけではないが、「World Heritage Resources Manual, Preparing World Heritage Nominations (Second Edition, 2011)」等でも記述が見られ、世界遺産の新規推薦や保全状況にかかる各種報告書、世界遺産委員会決議での趨勢も考えると、事実上必須のものと考えるべきである。同時に、事業等の影響を具体的に評価するためにも、こうした価値の様々な観点を細分化する形での整理は必須である。

しかしながら、前述したように、登録時期が古い資産についてはこのような整理がなされていないことから、そのような場合にあっては、まず OUV を属性の形で整理し直す必要がある。遺産の本質的な価値を属性毎に分けて整理する方法は資産の性質、複数の構成資産を含むか否かなどに応じて様々である。

属性の整理にあたっては、前述のように、定められたものの中で最新の SOUV が基本となることはいうまでもないが、推薦書から ICOMOS 評価書を経て、記載に関する世界遺産委員会決議として整理されたものまで一連の議論を理解するとともに、場合によってはこれらを補足するために委員会での発言録等についても参照を要する場合もある。ただし、この作業にあたって注意すべきは、SOUV（もしくは rSOUV）が世界遺産委員会で認められたものなので、これに新たに価値を「付加」することはできないという点である。あくまで、既に認められている価値づけの範囲内で、これらをより詳細に記述・整理していくという方針で臨む必要がある。

こうした整理には一定の時間を要するため、実際に事業等が発生する段階で作業するよりは、個別の事業等とは関係なくあらかじめ作業を終えておくことが望ましい。従って、本参考指針でしばしば言及されているように、包括的保存管理計画の作成、修正に併せて整理しておくことが望ましく、ひいては多様な関係者の労力を軽減することにつながるのである。

5 詳細分析の実施

詳細分析の実施主体

詳細分析の実施は、原則として事業等を実施する原因者が自治体の支援を受けながら実施する。ただし、様々な事情でこれが困難である場合には、原因者以外の自治体等が実施することも想定される。出来るだけ客觀性を明確にするため、特に大規模な場合や、資産への影響が大きいと予想される場合には第三者委員会等を設置して実施することも考慮すべきである。

いずれの場合でも、分析による結果に基づいた評価については、学術委員会等の関与が必須である。

また、実施のための体制がいかなる形であっても、客觀性・透明性の確保が重要であることはいうまでもない。特に、世界遺産委員会あるいは ICOMOS に対して十分な説得力のある報告書を作成するためには、この点に特に留意する必要がある。

そのためには、前提条件をわかりやすく提示すること、評価手段、手法等プロセスの明確化、評価結果の

明確な整理などが必要となろう。さらに、透明性を示す上では、地域住民への説明や意見公募手続き（パブリックコメント）に準ずる手順を経ることも有効であり、これはまた地域の幅広い理解の上で世界遺産の保全を続けていく上でも、有効な手順と考えられる。

分析の手順

詳細分析は、次のような手順で実施する必要がある。

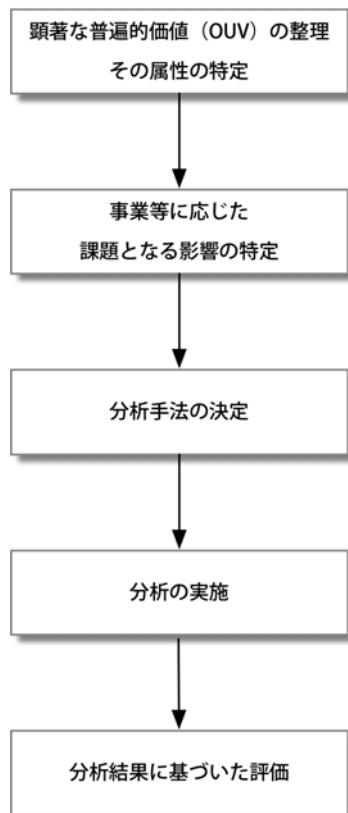


図3 分析の手順

「4 世界遺産としての価値の整理」の項目で述べたように、この各段階のうち、OUV の整理（その属性の特定）については、実際に事業等が発生する前に整理しておくことが望ましい。

なお、この各段階のうち、分析手法の決定までの各段階については、「スコーピング報告書（方法書）」⁴として独立させることがある。我が国の環境影響評価の仕組み上、あるいは遺産影響評価に関する ICOMOS のガイダンスでもそのように規定されている。本参考指針では、実際の作業手順が資産毎、あるいは事業等によって様々であることから、基本的に「スコーピング報告書」については独立させて記述していないが、大規模な事業等が対象となる場合には、透明性・客観性の確保の観点から、これを独立した報告書として作成し、関係者間で共有した上で次の段階に進むことが望ましい。

想定される様々な様態

ここでは、遺産の価値に影響を及ぼす可能性のある様々な事業等の様態を参考として示す。

例えば景観上の視覚的影响とそれ以外の影響の両面など、同一の事業等で複数の観点を考慮しなくてはならない場合が多いことに留意する必要がある。

4 方法書：どのような項目について、どのような方法で環境影響評価を実施していくのかという計画を示したもの。

また、個々の分析の手法等は様々であるので、既往の関連する技術指針等を参照しつつ、それぞれの資産、事業等に応じた形で実施する必要がある。⁵

A. 資産範囲内での整備事業等

資産範囲内における整備事業等は、一般的に資産の価値に影響を及ぼす可能性があり、遺産影響評価の対象となる主要な様態の一つである。こうした行為は、世界遺産の資産の保全を担保する法令(文化財保護法等)の諸手続き(現状変更、保存に影響を及ぼす行為等)の対象となることがほとんどであり、その検討、手続きの過程で指定等の文化財の価値に対する影響について検討・協議等が行われることとなる。

国内法上の指定等と世界遺産としての価値づけとの間では、重点の置き方などに微妙な差異がある可能性があり、そうした場合には両者の観点での検討を並行させ、調整を図る必要がある。これは、価値の観点だけではなく、自治体内部で文化財の担当部局と世界遺産の担当部局とが分かれている場合には、その間の調整を要することも意味し、特に留意が必要である。同様に、それぞれ独自の学術委員会等を有している場合には、両者での検討が必要になることもある。

また、国内法上の手続きとのスケジュール調整にも留意する必要がある。

さらに、整備(維持・修理・防災・活用・復原／復元・施設建設など)の行為における基本的な考え方や、世界遺産センター、ICOMOSとのやりとりにおいて議論を惹起することもあり得るため、基本的な方針から細部に至るまで、一貫した説得力のある説明の構築が求められる点にも、特に留意が必要である。

留意すべき点など

- 内容等の検討における、国内法上の手続きとの整合性の確保
- 国内法上の手続きとのスケジュールの調整
- 世界遺産担当部局と文化財担当部局とが分かれている場合には、その情報共有が極めて重要
- 事業等の必要性、合理性などについて、明確かつ説得力のある説明の構築
- 整備事業では来訪者の安全性や便益の向上、遺産の価値をより分かりやすく伝達する等、正の影響も生じることが想定されるが、総合的な正負の判断だけではなく、世界遺産の価値にその一部であっても大きな影響がないか等を考慮する必要がある

B. 資産範囲内での調査等

前述の資産範囲内における整備事業等以外の場合で、発掘調査や建物調査等を行う場合、こうした調査はその後の資産の保全の方向性に大きな影響を及ぼす可能性があり、将来を見越して必要な報告等を行なっておいた方が良い場合がある。また、それ以前に世界遺産委員会で保全状況審査が行われたり、世界遺産センター、ICOMOSとの間で情報交換が行われている場合には、慎重を期すことが求められる場合もある。さらに、こうした経緯がない場合でも、調査等に伴い、本格的な足場を設置する場合など、特に大規模な調査が計画されている場合も同様である。

また、こうした調査等についても国内法上の手続きが必要となる場合がほとんどであることから、両者のスケジュール調整にも留意する必要がある。

留意すべき点など

- 当該調査等が資産に与える影響の検討
- 特に、調査等による二次的な影響の検討が必要(例えば雨水処理、見学者導線の変更など)
- 文化財保護法等による手続きと、世界遺産としての情報提供等のタイミングの整合性の確保
- 調査後に大規模な整備等が考えられる場合には、それらを見据えた早めの対応が望ましい

5 例えば「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」、「環境影響評価技術ガイド 景観」など。詳しくは巻末の参考資料一覧を参照。

C. 緩衝地帯での開発行為等において、景観が問題となるケース（1：資産からの景観）

緩衝地帯における開発行為等に起因する資産範囲あるいはその近傍からの景観に対する影響は、遺産影響評価における最も主要な対象となり得る事象である。また、資産範囲が広域にわたる場合には、資産内での改変であっても、同様の詳細分析を要する場合もあり得る。

こうした事業等に適切に対処するためには、資産の価値を属性等の整理を通じて的確に把握し、そこから守るべき、あるいは重視すべき景観の対象がどの部分であり、またどのようなものであるべきかを具体的に把握する必要がある。その上で、その価値に応じ、適切な眺望点を設定した上で分析を行うこととなる。眺望点は多くの場合一つとは限らず、また独立した点ではなく移動に伴う連続したものとなることもある。道に類する資産であったり、あるいは移動に伴う体験が価値に密接に関係するなどの場合には、分析にあたって代表的な眺望点を複数設定し、その間を補完するという考え方を採用する場合もある。

分析にあたっての考え方は二段階に分けられる。すなわち、当該事業等が特定した眺望点から見えるか否かが第一段階である。そして眺望点から見える場合には、その視覚的な影響を判断するということとなる。前者の範疇で絶対的に視覚に入らないことが望ましいのは言うまでもないが、ほとんどの場合は後者の観点で分析を行うことが想定される。

求められる分析の詳細は資産および事業等の様態により様々であるが、眺望点からの写真に対して、ワイドフレームによる事業等による構築物の外郭線の検討や、フォトモンタージュによる実際の見え方を想定しての検討などの手法が定着している。また、構築物の大きさと眺望点からの距離により変化する見込角を、分析にあたっての指標とすることもある。

その上で、構築物の大きさのみならず、色、質感、デザインなどを検討し、また景観上のスカイラインへの配慮（スカイラインを横切らない、など）を検討することが考えられる。こうした見え方の検討にあたっては、季節によって樹木の状況が異なり、遮蔽の度合いが異なることや、景観上の背景の色合いが変わることにも留意が必要である。

こうした分析は、しばしば緩和策の検討にも援用できるものであり、複数の案を俎上に載せて検討することが重要となる。また、価値の整理とこれに伴う眺望点の設定を事前にを行い、そこからの景観を定期的に観察・記録するなど、モニタリング対象としておくことも有効である。

景観上の視覚的影响は、しばしば主観的な判断が入り込みがちであり、また評価にあたっては影響の「程度」を考慮しなくてはいけない場合が多いため、既存の様々な分析の手法等を参照しつつ、学術委員会等、第三者の判断を仰ぐなど、客觀性の担保が重要である。

世界遺産への影響を考慮するために、距離や大きさなど一律の基準による判断は難しく、その価値に応じた適切な判断が要請される。

留意すべき点など

- 世界遺産の価値を整理し、課題となる景観への影響を把握し、これに応じた適切な眺望点を設定する
- 景観分析に関する既存の様々な手法、指針等を参考し、フォトモンタージュ等の手法により分析を行う
- 分析にあたっては、季節の変化などにも留意する
- 主観的な評価とならないよう、客觀性の担保に留意する

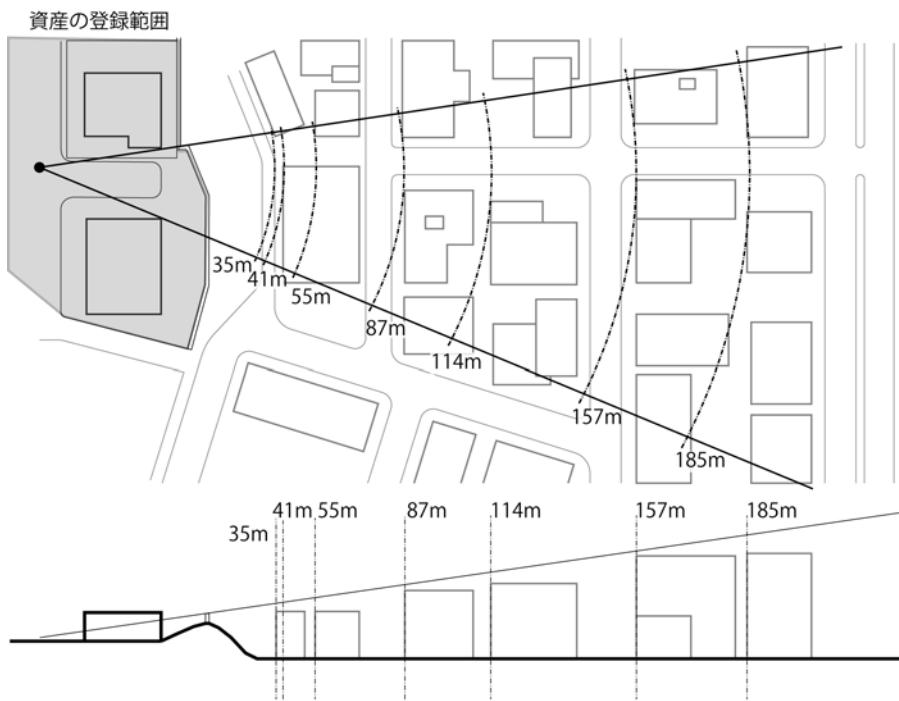


図 4

分析のイメージ：OUVに応じて視点場を設定し（図の場合には黒丸の点）、その周辺状況に応じた視野の遠方に新たな建築等が建設された場合の「見える限界」を確認している。



■例1 ■ 眺望対象への直接的介在

眺望対象となる山稜そのものに風力発電施設が介在している。



■例2 ■ 眺望対象への間接的介在

風力発電施設等が展望地と眺望対象との間に設置され、眺望対象に介在する状態で視認される。



■例3 ■ スカイラインの切断

風力発電施設が展望地からの重要な眺望構成要素であるスカイラインから突出して視認される。



■例4 ■ 重要な眺望構成要素への介在

風力発電施設が当該展望地の重要な眺望構成要素である視軸の正面に介在する。

図 5

フォトモンタージュを利用した分析のイメージ（『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』、平成25年3月、環境省）より引用）：考慮すべき対象やスカイラインとの関係など配慮すべき事項について、分野毎に詳細なガイドライン等が示されている場合は、これらを参照できる。なお、ここで記されている「眺望構成要素」とは眺望範囲の眺めを構成する（特徴となる）重要な要素（地形、地物、地被等）、眺望視野内の位置等を指している。

D. 緩衝地帯での開発行為等において、景観が問題となるケース（2：資産への景観）

緩衝地帯における開発行為等による景観上の視覚的な影響を考えるにあたっては、資産もしくは資産の近傍からの景観だけではなく、緩衝地帯から資産を見る逆の方向性について検討する必要が生じる場合もある。

こうした場合に分析のために取り得る手法は、前述のC.のように資産からの景観に対する影響を考える場合と基本的には同じであるが、1) 資産との視覚上の関連性をより明確な形で分析する必要がある、2) 資産の価値に応じた軸線など、より明確な検討軸が要請される場合がある、3) より多くの眺望点が必要となる、あるいは広い範囲全体を考える必要が生じる場合がある、などの点で違いが生じる可能性がある。資産に向かって移動する場合など、移動に伴う体験が価値に密接に関係する場合も多く想定されるほか、高層建築など事業等の内容次第では、C.とD.の両方の方向性について検討を要する場合があり得ることは言うまでもない。

分析のために利用できる手法は基本的にはC.と同様であることから、眺望点の設定を事前に行い、そこからの景観を定期的に観察・記録するなど、モニタリング対象としておくことの有効性もまた同様である。

留意すべき点など

- 資産との視覚的な関連性における影響が、より明確な形で現れる可能性が高い
- 緩衝地帯内の各エリアにおいて、望ましい景観のあり方、許容される事業の内容（形態・意匠・色彩・高さ等）について、事前に良く整理しておく必要がある
- 眺望点が複数もしくは広い範囲に渡る可能性があるなど、その設定に留意が必要
- 資産からの景観と、資産に向かっての景観の両面について同時に検討を要する場合もある



図6

分析のイメージ：門前町からの動的な視点場に配慮しつつ、下図のようにワイヤーフレームでおおよその規模を検討したり、同様の位置関係でフォトモンタージュを用いて実際の見え方を検討する。

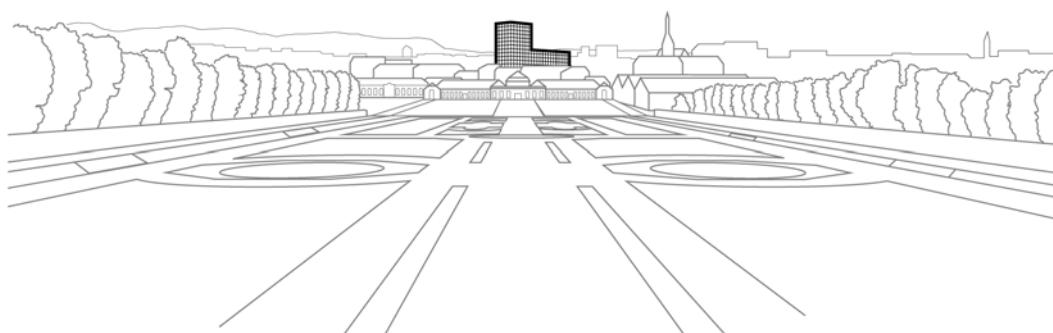


図7

分析のイメージ：資産の特性に対応した視覚軸を考慮し、事業等による建築物の資産への視覚的影響を分析する。色彩等を考慮する場合には、フォトモンタージュなどで分析する必要がある。

E. 緩衝地帯での開発行為等において、景観以外の諸要因が問題となる場合

遺産影響評価の対象としては、視覚的な影響のみが重視されがちであるが、それ以外の要因による影響にも注意しなくてはならない。

こうした影響の例としては、例えば人や自動車等の流動によるもの（混雑、騒音、それによる雰囲気の変化など）、それ以外の物理的な影響に関するもの（日照、風、地下水脈の変動など）が考えられる。

この他、直ちに影響を生じさせるものではないが、潜在的なリスクの度合いが変化するもの（傾斜地、樹木、河川・水路など、災害の可能性の増加など）にも注意が必要である。さらに、例えば工事中の騒音など一定期間のみ発生するもの、間接的な影響等も考えられ、これらが複合して影響することも考えられる。

こうした影響、特にリスクに関する影響は評価が難しいものが多く、また物理的な影響であっても地下水脈・水位の変動のように目に見えないものもあることから、対処が難しい面もあるが、長期的な資産の適切な保存のためには欠かすことのできない観点である。

また、来訪者の増加のように、ある程度まではむしろ望ましいが、一定の閾値を超えると問題になる場合も想定される。従って、その世界遺産の価値を把握し、その価値と影響との関係性を慎重に検討することが特に重要である。

留意すべき点など

- 永続的な影響と一時的な影響、直接的な影響と間接的な影響など、様々な状況を考慮する必要がある
- 直ちに影響が発生しない場合でも、潜在的・長期的に影響のリスクが変動する場合もある
- 一般的な認識からは影響の正負を判断し難い場合もあるので、世界遺産の価値との関連に特に留意する
- 視覚的影響など、他のかたちでの影響と同時に考慮しなくてはいけない場合も多い

F. 資産範囲又は緩衝地帯での一時的な行為（イベント等）

世界遺産の資産内又は緩衝地帯において大規模なイベント等を開催する例がしばしば見られる。こうした試みは、適切に行えば世界遺産に対する認知度を高めるなどの効果を見込むことができるが、一方で通常設置されていない大規模な仮設物を要する場合が多いこと、また一度に大勢の人が集まるところから、その運営にあたっては、規模や内容等に応じて、遺産への配慮とリスクへの考慮が必要である。

資産への物理的な影響を回避することはもちろんあるが、規模が大きくなるほど設営時や撤収時にも様々な組織や大勢の人が関わることになるため、作業上の配慮に対する共通理解を持つよう留意する必要がある。

また、雨天の場合の対応など、状況に変化が生じた場合には生じる混乱から予期せぬ影響を及ぼすこともあるため、設備等の物理的な側面だけでなく、運営にも気を配る必要がある。

さらに、こうしたイベントが世界遺産の OUV との関連からそもそも適切なものであるかについても、十分な整理が必要であろう。

留意すべき点など

- 特に設営、撤収時などに資産を毀損する恐れがないよう、注意点を作業者全員で共有する必要がある
- 仮設物の直接物理的な影響のみならず、雨水の処理など間接的な影響も考慮
- 多人数が一時に集中することが多いことから、動線等への配慮が必要
- 雨天時など状況が変わった際の対処も考えておく必要がある

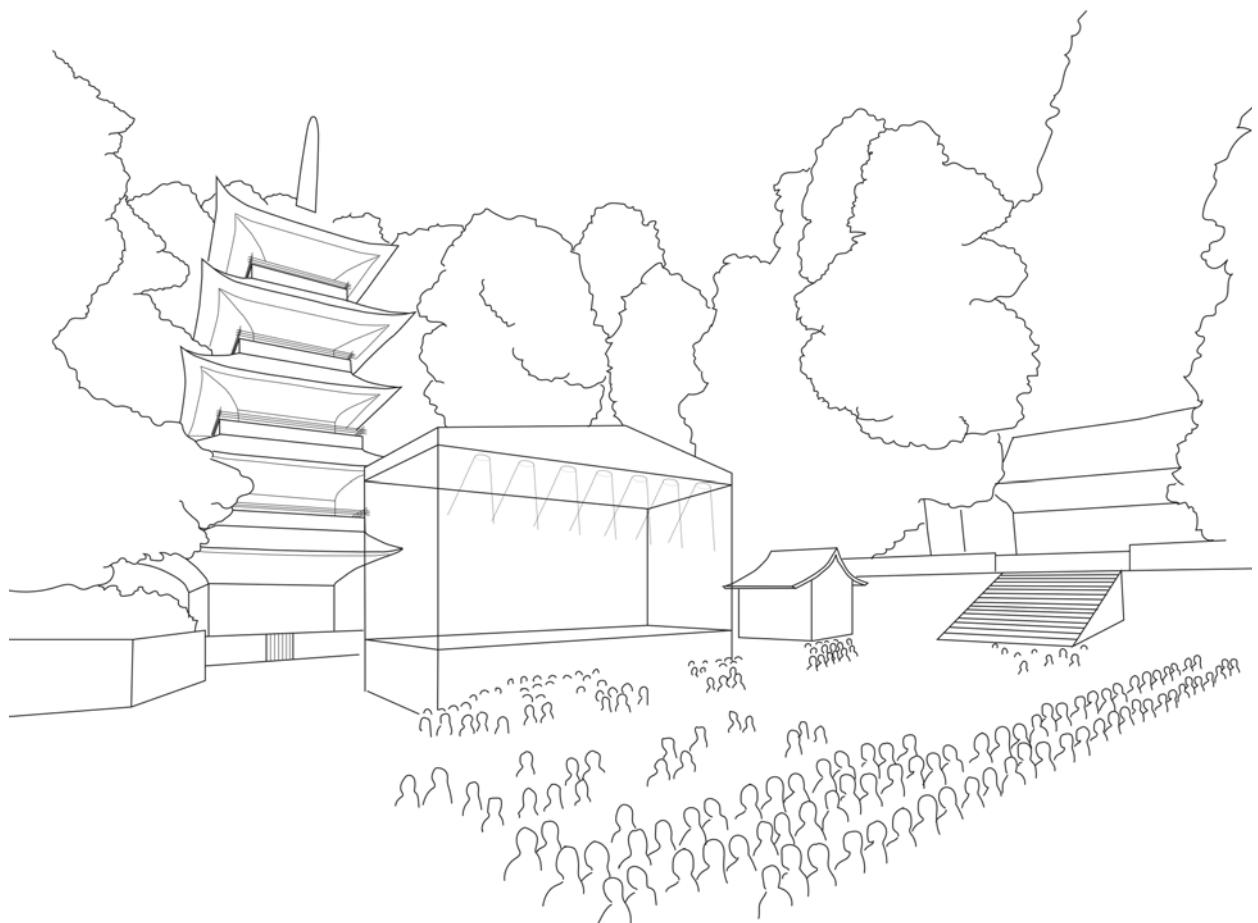


図8
事業等のイメージ：資産範囲内での大規模イベント

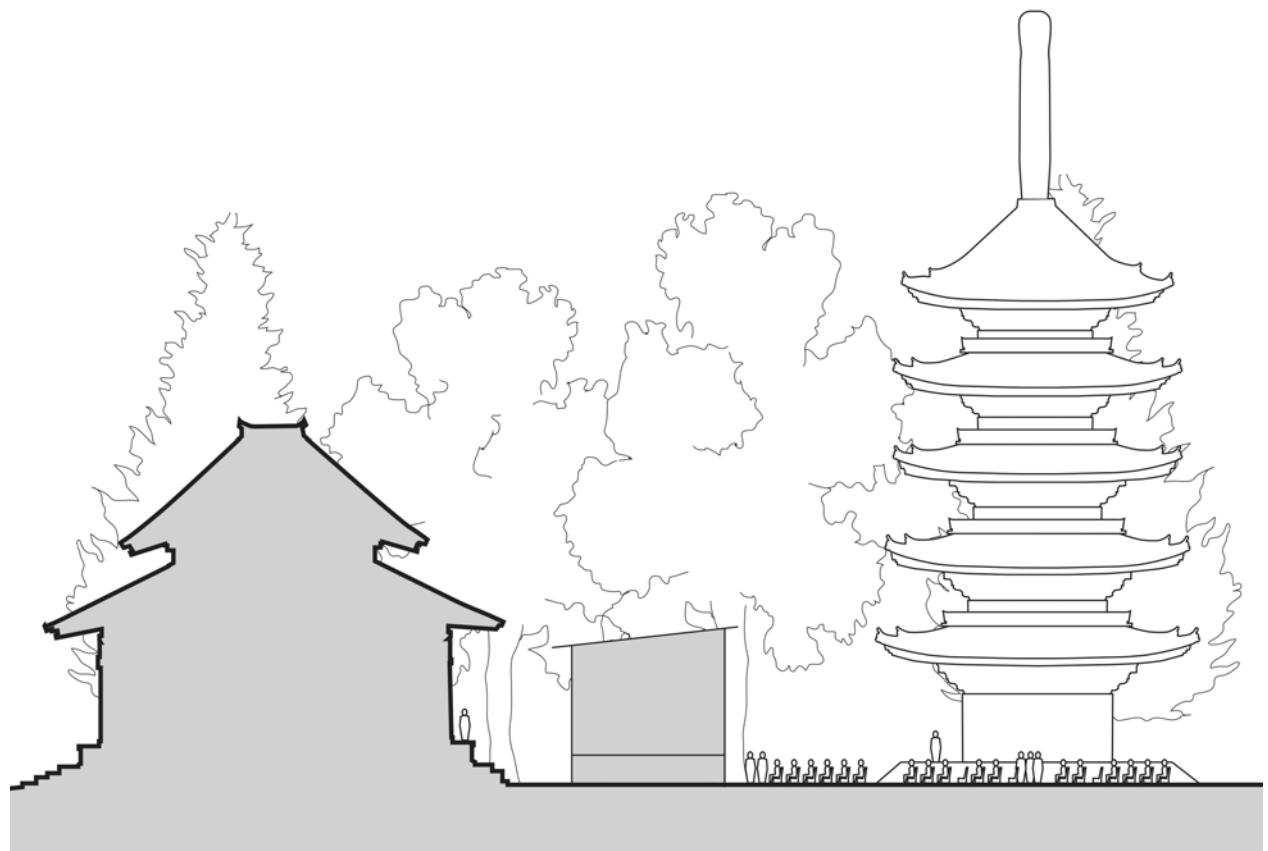


図9
分析のイメージ：資産近傍への仮設物（ステージ）の設置。必要に応じて転倒防止を図ることや、雨水の処理・大音量での振動・照明による影響など、資産に物理的な影響を与える恐れがないか検討する。

G. 緩衝地帯のさらに周辺で問題となる場合

近年の世界遺産委員会では、緩衝地帯のさらに外側における事業等が課題となり、議論されている場合がある。こうしたケースは、(特に世界遺産条約の初期に登録されたなどの理由により) 緩衝地帯がそもそも設定されていないか、あるいは設定されていても十分な広さを有していないことが理由として考えられるが、一定の広さの緩衝地帯を有していても、高層建築が建てられるなど、なお課題として浮上する場合がある。また、風力発電のように、登録時には想定されていなかった事業等による影響も、議論の対象となりやすい。

このような課題は、ほとんどの場合は「C. 緩衝地帯での開発行為等において、景観が問題となるケース（1：資産からの景観）」や「D. 緩衝地帯での開発行為等において、景観が問題となるケース（2：資産への景観）」などと同様の分析を行うことが考えられ、早い段階での適切な対処が望ましい。

留意すべき点など

- 緩衝地帯の外側であっても、登録時に想定していなかった新たな傾向の事業等が発生するなど、世界遺産の保全の観点から課題となる場合があり得る
- 緩衝地帯の外側については、世界遺産の保全の観点からの規制等は考えられていないため、議論にあたっては特に丁寧な説明が求められ、幅広い関係者間の合意が求められる

H. 具体的な事業等ではなく、規制等を変更する場合

世界遺産の資産および緩衝地帯の保全の根拠となっている様々な法令、あるいはそれらに基づく規制等が変更になる場合には、遺産影響評価の手法を援用して起こり得る影響を評価する必要がある。特に近年においては、緩衝地帯に関わる都市計画、景観・建築規制等についてしばしば変更がなされるほか、個別の特例による規制緩和が行われる事例も多いことから、行政内部で連携を密にし、早い段階での協議が必要である。

こうした規制緩和等は、誘導施策として導入されることがほとんどであり、規制変更の段階で対処しておくことは、世界遺産の保全が様々な制度の中で整合性を持って担保されるためにも極めて重要である。

また、世界遺産の価値を保護するために規制等を強化する場合にも、その影響を正しく予測するためにも遺産影響評価のプロセスが参考となろう。

評価と緩和策

分析作業によって得られた結果は、単一の観点からの分析により直ちに最終的な評価につながる場合もあるが、しばしば複数の観点から整理する必要が生じる。すなわち、特定された影響、価値の属性のそれぞれ複数の結果を総合的に判断する必要があったり、場合によっては複数の構成資産ごとに違った結果が出ることもあり得る。

分析と評価にあたっては、直接的な影響と間接的な影響を考慮する必要があり、また一時的な影響か永続的なものか、あるいは累積的な影響を考慮する必要もあり得る。また、世界遺産としての価値の観点から、影響を及ぼす資産が一部であっても、その影響が重大である場合にはこれを軽視すべきではなく、様々な観点の総和としてはより良い方向の評価となる場合であっても慎重な対処が必要である。

なお、分析と評価にあたっては、OUVの概念に真実性と完全性も含まれるとされていることに留意が必要である。

こうした複数の観点を総合的に判断する場合には、それが恣意的なものでないことを説明するために、例えば、表やその他の図示する手法等を用いて、わかりやすく示すことが重要である。それぞれの資産の価値、特性や開発事業の内容、規模等に応じて、個別のケースごとに異なるが、表やその他の図示する手法等に関しては、ICOMOSのガイドラインの「5. 影響を評価・分析するための考え方」も参考となりうるので、必要に応じて参照されたい。

こうした評価の結果、OUVへの影響が許容範囲を超えると判断された場合には、事業等の一部修正によ

る緩和策を検討する必要がある。その影響が OUV の根幹に関わるものである場合には、事業の停止を含む大幅な修正を検討すべき場合もあり得よう。世界遺産の保全をバランスのとれた持続可能なものとするために、また世界遺産委員会等に対して説得力のある報告を行うためにも、この検討過程は極めて重要である。事業等の把握と、事業者との対話を早期の段階で開始することができれば、この緩和策の検討のプロセスによる提言（や誘導措置）を事業等の原案に組み込むことができ、より望ましい事業計画の合意形成を図ることに寄与することは言うまでもない。

6 遺産影響評価報告書の作成

必要な項目

世界遺産委員会に対して遺産影響評価報告書を提出する際に参考となる、標準的な項目を以下に示す。

- 1) 要約
- 2) 目次
- 3) はじめに
- 4) 当該世界遺産の概要
 - 名称
 - 地理的座標
 - 世界遺産一覧表への記載日
 - 構成資産の一覧
 - 構成資産の国内法での指定等
 - OUV について
 - SOUV
 - 属性に関する記述
 - 過去の世界遺産委員会の関連決議等
- 5) 評価の経緯
- 6) 評価の方法、対象
- 7) 評価実施主体
- 8) 事業案（原案）の説明
- 9) 原案による資産への影響
- 10) 緩和策の説明
- 11) まとめ - (緩和策を考慮した) 最終的な評価に関する記述
- 12) 参考文献
- 13) 添付資料

資産及び緩衝地帯の範囲を示す図版

変更案・開発案に関する図版・資料

分析内容にかかる図版・資料

評価結果の示し方

遺産影響評価報告書は、評価の全体像を客観的に示すものであると同時に、世界遺産委員会、あるいはその事務局である世界遺産センター、さらには ICOMOS 等においてその内容が十分に理解されるものでなくてはならない。

そのためには、冒頭の要約において結論を明示した上で、資産や事業等に関する情報・前提条件の整理、分析の方法、評価における論理とその結果を明確に示す必要がある。このため、場合によっては図版や箇条書き等を用いて、受け手に対して曖昧な印象を与えないようにするべきである。

翻訳時の留意点

遺産影響評価報告書は、作業指針に基づき、英文または仏文で提出する必要がある。このため、翻訳の質の確保と翻訳した文章の十分な再確認が重要であるのみならず、前述したような翻訳を意識した文章構成とすることも欠かせない。

遺産影響評価報告書を提出するということは、世界遺産委員会等に対する十分な説明が要請される状況下に置かれていることを意味し、翻訳のプロセスで文章の説得力が減じられるような事態は避けなくてはならない。

7 世界遺産委員会への報告

作業指針第 172 段落に基づく世界遺産委員会への報告の必要性の判断

遺産影響評価報告書を作成し、世界遺産委員会に提出する必要の有無の判断にあたっては、OUVへの影響の軽重が最も重要な観点であることは言うまでもないが、それ以外にも、同種の事業等の事例が今後さらに発生し問題となる可能性や、登録時およびその後の保全状況審査などにおける世界遺産委員会での議論、ICOMOS 評価書および委員会決議との関連性などについても考慮する必要がある。この検討過程においては、学術委員会等の意見を聞くことはもとより、文化庁等とも十分な協議が必要となる。なお、判断の正当性を明確な形で世界遺産委員会等に示しておくことが、後に不必要的形で疑問視されることを防ぐためにも有効であることを忘れてはならない。

また、この提出についても世界遺産委員会の開催時期とそのための資料の提出期限等、世界遺産にかかるスケジュールを考慮する必要がある。さらに、遺産影響評価書の提出が必要となるような事案の場合、ICOMOS 等とも十分な意思疎通を図る必要があることから、戦略的にその道筋を検討する必要がある。

定期報告への記載

OUVへの影響が許容範囲（軽微）であり、遺産影響評価報告書を提出する必要がないと判断される場合、あるいは初期段階で分析作業の実施が必要でないと判断されるような事業等についても、世界遺産委員会への定期報告の機会をとらえてその概要を報告することが考えられる。これは、問題となる可能性が低い事案についても、定められたプロセスに従って適切な処理がなされていることを示す機会となる。

報告しない場合の取り扱い

定期報告において概要を報告するにも至らない事案についても、継続的に記録にとどめておくことが必要である。その蓄積が、当該世界遺産の保全の手法を時代に応じて再検討していくための重要なデータとなり得るからである。

8 包括的保存管理計画整備の必要性

遺産影響評価を行うための前提条件の整備の必要性

世界遺産の保全は、文化遺産の保護、あるいは緩衝地帯の様々な観点での保全を、様々な法的根拠を組み合わせることによって実現している。このため、これらの全体像を整理し、世界遺産に関して整合性のとれた運用を実現するためには、包括的保存管理計画の整備が最も有効な手段である。同時に、遺産影響評価の手順についても包括的保存管理計画の中で明確化し、広く周知する必要がある。

ただし、これまで想定されていなかった事業等の様態に対する対処にあたっては、必要に応じて新たな条例の制定や、既存の条例の修正等が望ましい場合もある。太陽光発電施設の設置に対するために新たな条例を導入した事例等を参照し、必要な場合には適切な対処が望まれる。

こうした新たな保全方策の導入を含め、遺産影響評価のプロセスそのものが、より良い世界遺産の保全を持続的に行っていくための最適化のツールであるという考え方もできるのである。

従って、特に登録時期が古い資産など、包括的保存管理計画が策定されていない、もしくは現在要請される内容にそぐわなくなってきたるものに対しては、その作成もしくは修正の必要性が高い。また、こうした文書が比較的整っている資産においても、様々な前提条件の変化に伴い、定期的に更新していく必要がある。

また、世界遺産の価値について、OUVの属性の整理を中心として、現在求められるかたちに合わせて事前に再検討し、包括的保存管理計画の修正などを通じて広く周知しておくことも重要である。そのことが、事業者のみならず行政部局内の負担を軽減し、早い段階での事業等の修正、より良い形での関係者間の協議を実現し、ひいては世界遺産のより良い保全の実現に資するのである。

參考資料

「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス」和訳

世界文化遺産の 遺産影響評価についてのガイダンス

国際記念物遺跡会議（ICOMOS）

2011年1月

ICOMOS, 49-51 rue de la Fédération 75015 Paris, France
In collaboration with the World Heritage Centre
© ICOMOS, 2011. All rights reserved.

目的

世界遺産の顕著な普遍的価値（OUV）が今後の開発によって受ける影響を効果的に分析するため、資産の遺産影響評価を委託する際の手順についてのガイダンスを提供する。

本ガイダンスは、〔資産の〕管理者、開発業者、コンサルタントおよび意思決定者に向けられたものであり、また、世界遺産委員会や締約国に対しても役立つよう意図されている。

OUV の概念は、世界遺産条約全体と世界遺産一覧表に記載された資産にかかわるあらゆる活動を支えるものである。

世界遺産条約は、世界の文化遺産および自然遺産の保護のため 1972 年に採択され、「人類全体のための世界の遺産」の一部を成し、「保護し、将来の世代へ伝える」に値する『OUV』を有した資産を認知するものである。このような資産は、21 の締約国の代表から構成される世界遺産委員会において、世界遺産一覧表へ記載することを通じて認証される。

OUV は〔世界遺産一覧表への〕記載時に世界遺産委員会によって確定されており、2007 年以降は OUV の声明（Statement of OUV）にまとめられてきた。このように OUV は記載時の考えを明示するもので、交渉の余地のないものである。

世界遺産条約は、OUV を有する領土内の資産の保全に同意する締約国によって批准されており、これにより人類共通の遺産の保護に寄与している。これは OUV を伝える属性の保護を通じ、長期に渡り OUV が保持される必要があることを意味している。

このように、世界遺産は明確に示された国際的価値を伴う唯一無二の資産である。資産を構成する全て〔の要素〕が必ずしも OUV に寄与するわけではないが、OUV に寄与する属性については適切に保護しなければならない。

本ガイダンスは、世界遺産を個別の存在とみなし、体系的かつ一貫した方法で OUV の属性への影響を分析することで、世界遺産が必要としている遺産影響評価を実現するための方法論を提示するものである。

なお本ガイダンスは、2009 年 9 月パリで開催された ICOMOS 主催の国際ワークショップを受け、策定されたものである。

目次

1. 背景
 - a) 遺産影響評価が実施される世界遺産の状況
 - b) 多様な規制、計画、管理の状況
 - c) 遺産影響評価を実施するために必要なツール、資源、能力
 2. 遺産影響評価の推奨手順
 - 2-1 序論
 - 2-2 遺産影響評価の開始前に取り組む必要のある事項への理解
 3. データと記録
 4. 資産に適した方法と手法—利用可能なツール、手法、資源の活用
 5. 影響を評価・分析するための考え方
 6. 影響の回避、低減、回復、補償は可能か、つまり緩和可能か？
 7. 締約国、諮問機関、世界遺産委員会の助けとなり、世界遺産の文脈全般、および具体的な個別資産にとって妥当な分析の実施
- 付録 1：遺産影響評価の手順
- 付録 2：スコーピング報告書の内容
- 付録 3A：遺産の価値を評価する際の手引きの例
- 付録 3B：影響の程度を評価する際の手引きの例
- 付録 3C：目録項目の例
- 付録 4：遺産影響〔評価〕の報告書の内容

1. 背景

近年、UNESCO 世界遺産委員会は、様々な大規模開発が世界遺産にもたらす脅威に関する、相当数の保全状況報告書に対処してきた。このような開発には道路・橋梁・高層建造物・『箱型』建造物（例：ショッピングモール）などの不適切で脈絡のないまたは配慮に欠けた開発・再開発・取り壊し、および風力発電所などの新たな基盤設備等、並びに土地利用政策の変更や大規模な都市計画が含まれている。また、世界遺産委員会は、度を越したまたは不適切な観光事業による脅威についても審査してきた。このような計画の多くは、〔資産の〕外観、輪郭線、重要な眺望、および OUV に寄与するその他様々な属性に負の影響を及ぼす恐れがあった。

ICOMOS および世界遺産委員会がこのような潜在的脅威を十分に分析するためには、提案されている変更が OUV にもたらす影響を具体的に示す必要がある。遺産影響評価は多くの国に存在しているが、世界遺産の文脈では信頼性の低いものとして扱われるようである。

公的な分析が実施される国では、多くの場合、環境影響評価の作業手順が利用されている。環境影響評価での経験を参照する利点はあるが、適合作業なく直ちにそれが有益になることは期待できない。環境影響評価はしばしば対象となり得る全ての文化遺産の属性を分散化し、OUV の観点を属性の全体像に適用することなく、保護建造物、遺跡、特定の眺望点など、別々のレセプターを通じて属性への影響を個別に評価する。〔したがって〕資産の OUV の表象に直接関連するような、資産へのより包括的な取り組みが必要である。

環境影響評価を世界文化遺産に適用した場合、影響の評価が OUV の属性に明確かつ直接的に結び付けられないため、しばしば期待外れの結果がもたらされることがある。累積的な影響や漸増的な（弊害をもたらす）変更も、簡単に見過ごされかねない。こうした問題の一例として、ライン渓谷中流にある世界遺産での橋梁建設案の影響を評価するために行われた近年の事業が挙げられる。

現在までのところ、レセプターの特定や影響を評価するための正式なツールは限られており、世界文化遺産で実施された遺産影響評価には優れた事例といえるものはほとんどない。しかし、3D 仮想表現やデジタルツールの発達により、遺産影響評価を遂行するための新たな手段がもたらされている。

a) 遺産影響評価が実施される世界遺産の状況

世界遺産は OUV を明示する唯一無二の存在としてみなす必要がある。世界遺産の OUV は様々な属性に反映されており、OUV を保持するために保護される必要があるのは、それらの属性である。したがって、遺産影響評価の作業においては、様々な標準的レセプターというよりも、それらの属性に対して、提案されているあらゆる計画や変更の影響を、個別にそして集合的に考慮する必要がある。

世界遺産条約実施のための作業指針（UNESCO, 2008）第 154～5 段落において、全ての世界遺産に対して OUV の言明が求められている。この OUV の言明を策定することは、OUV を反映する属性とそれらの間の関連性を明確に設定するのに役立つものである。また、完全性と真実性の検討も有用な出発点である。

OUV へのあらゆる影響を評価するという観点から、「容認できる変更の限度」や「吸収余力」といった概念が議論されているが、これらの概念の実用性や運用法については、未だ合意には至っていない。また、損なわれた遺産価値をどのように再生させるかについても合意に至っていない。

様々な世界遺産、特に絶えず変化する都市にある資産においては、OUV に対する開発案の影響の評価に多くの視覚的評価ツールが採用されてきた。しかし、現在までのところ、OUV の全ての属性に対する影響を

より詳細に評価することにつながるものはほとんどない。無形遺産や属性の重なりを記録・マッピングする新たなツールも存在するが、〔そうしたツールは〕世界遺産で用いるために編み出されたものではない。

世界遺産は非常に多様であり、潜在的影響もまた多様である。新しいツールの開発は有益であるかもしれないが、当分の間、影響評価の作業においては既存のツールのいずれにも完全に依拠せずに、こうしたツールを利用できるようにする必要がある。

世界遺産の定期報告の第2サイクルでは、本問題に関する新しいデータがICOMOSに提供されると想定される。また、2012年までに全ての世界遺産のOUVの言明を揃えるという目標も、ICOMOSが提供する本ガイダンスの重要な土台になると考えられる。

b) 多様な規制、計画、管理の状況

多くの国々では、環境影響評価も遺産影響評価も義務付けられておらず、それらを運用する国内規制の枠組みも存在していないことが多い。

世界的に見ると、遺産当局の機能は様々であり、国内の行政組織の中で力が弱い場合もある。環境影響評価の基礎となる強固な環境システムがある国も存在しているが、その場合でも（世界遺産を含む）遺産の要素が十分に作り上げられていないか、または存在していない。その他の国では、遺産影響評価が実施されてはいるものの、その利用に際して定められた『きっかけ』（通常、活動〔項目〕を一覧表にしたもの）が必要最小限であったり、現状にそぐわないものであることが多い。

本ガイダンスは、環境影響評価・遺産影響評価の手順の基礎となる法制が整っていない国においても、遺産影響評価の利用を支援し、その影響力を持続させることを目指している。

遺産影響評価の作業が進められていることや、採用された方法が国際的に認められた業務基準に合うことを保証する際には、業界共通の業務規範〔の存在〕が有力であると考えられる。

しかし、多くの国々では、国家的関心事とみなされる特定部門においては、環境影響評価や遺産影響評価での要請を覆すことが認められている。

世界遺産の管理計画は潜在的に極めて重要である。管理計画は、国、地域、地元レベルで諸計画を準備する際に、しっかりとした基礎となっていることが望ましい。国内の保護体制に様々な方法で組み込まれていたとしても、変更をどのように評価するか定義するために、管理計画をさらに活用することができるはずである。世界遺産において、持続的開発はOUVの要素の保護を含め、極めて重要である。管理計画が十分固まっていて、その策定時に綿密に協議されているのであれば、当該計画の枠組み内で、潜在的問題に対し、協同的に取り組むことができるはずである。

管理体制における、潜在的脅威は『全ての資産に対応する規模』ではなく、資産ごとに個別の方法で予測されるべきである。また、管理体制に組み込まれた保全政策は、潜在的な負の影響を評価するための手段として利用することができる。

世界遺産の多くは（たとえ管理計画があったとしても、）適切に機能する管理体制を有していない。これは保全状況を報告する対象に選ばれた多くの資産に内在する問題である。

c) 遺産影響評価を実施するために必要なツール、資源、能力

最先端技術を利用できる国も多いが、技能、知識そして資源のレベルが初步的な国も多い。本ガイダンスはあらゆる状況に適応可能になることを目指している。

現代のIT技術に基づく高度な技術ツールを利用した遺産影響評価を行うために必要とされる技能は、限られた人々のみが持っている。これらは特に複雑な状況下で極めて有用だが、遺産影響評価はこれらに頼るべきではない。一方、遺産影響評価の新しいツールの効率性が証明された場合には、その普及は推奨されるべきである。

場合によっては、実施された分析のレベルがとても深く、実施コストが高いにも関わらず、その結果が理解または運用するには難しいことがある。重要なのは業務を成し遂げるための最適資源を特定することで、必要以上のもの求めることではない。

遺産影響評価の委託手順が適切であり、その結果が十分および効果的に活用されることを保証するために、世界遺産における、または国内のあらゆる行政レベルの承認機関における管理者や職員の研修が重要である。

遺産影響評価を実施する人々の経験や専門技能は様々だが、多くの場合、研修や人材育成が必要となる。個々の専門家が必ずしも遺産影響評価の全てを実施できるわけではない。ほとんどの場合、特定の計画や資産に必要とされる特殊な分析技能を有する遺産影響評価チームを結成する必要がある。多くの専門的環境管理団体はアカイビングやその他のツールを提供しており、中には、提携の可能性を模索できるところもある。

世界遺産の推薦を提案するにあたっては、適正なデータや文書が整っており、現実的および関連性のあるモニタリングの手配がなされていることを確認しなければならない。しかし、しばしば基本的な文書が足りていないことがある。

地理情報システム（GIS）は、優良な文書で必ず求められるものではないが、利用できる場合には強力で有用なツールである。全ての取り組みは体系的で合理的な指針に従っている必要がある。

2. 遺産影響評価の推奨手順

2-1 序論

2-1-1 本節は、資産のOUVに対して、何らかの変更の影響が及ぶ可能性のある状況において、締約国、遺産管理者、意思決定者やその他の人々が世界遺産を管理する際の補助となるよう意図されている。変更は弊害をもたらすものかもしれないし、恩恵をもたらすものかもしれないが、いずれの場合にも基準点として言明されたOUVに対し、可能な限り客観的に評価される必要がある。

2-1-2 本ガイダンスは、管理者や意思決定者が遺産管理の重要な観点について考え、1972年の世界遺産条約の枠組みの根拠に基づき意思決定を行うことを推奨するツールである。また、潜在的な開発業者やその他の代行者が適切な時機に、適切な詳細さで重要な要素を考慮することを推奨するために作成されている。遺産影響評価はまた、任意の時点での情報を照合するという意味で、世界文化遺産の一般的な管理にも有用であろう。

2-1-3 遺産への影響評価の方法は様々で、法律により形式化されたものもあれば、極めて技術的で高度なものや、それほどでもないものもある。本ガイダンスではいくつかの原則や選択肢を規定するが、どの方法が選ばれたとしても、評価は『目的にかなった』もの、つまり、その世界遺産や提案された変更に適したもので、地元の環境にも合ったものでなければならない。そして、明確で、透明性があり、実践的な方法で意思決定が

できる根拠を提供しなければならない。

2-1-4 いかなる変更の提案にも、考慮すべき多くの要素がある。変更に関して、偏りのない、筋の通った決定〔を下せるか否か〕は、ある場所に誰が価値を見出し、なぜそうするのかについていかに理解するかにかかっている。このことにより、結果的にある場所の重要性が明確に言明され、その重要性に対して、提案された変更の影響を理解することが可能になる。

2-1-5 世界遺産の場合には、その国際的重要性は〔世界遺産一覧表の〕記載時に確認されており、OUVとして定義されている。締約国は、OUVを伝える属性の保護や保全を通じ、このOUVを保持し、守っている。OUVの言明は、なぜ資産がOUVを保持しているとみなされるか、そしてそのOUVを伝える属性とは何かを規定するものであり、遺産影響評価の中核となるものである。重要な場所に対する負の影響を取り除く、または最小化するために、あらゆる合理的な努力がなされるべきである。しかし、結局のところは、提案された変更による公共の恩恵とその場所への損害を比較考量することが重要である。したがって、その提案された変更によって誰が恩恵を得るのか、そしてそれがどのような理由によるのかを知ることも重要となる。そのような場合には、遺産の価値の重さは、その場所の重要性とそこへ及ぶ変更の影響に応じたものであるべきである。世界遺産は世界的価値を有しており、そのため必然的に国または地元の遺産価値よりも重要性が高いと事実上みなされている。

2-1-6 変更が世界遺産のOUVに影響を与える場合には、いかなる提案を計画する際ににおいても、文化（および／または自然）遺産の属性の検討が最も重要視されることが望ましい。また、いかなる一般的評価（環境影響評価など）においても、早い段階でそれが提示されるべきである。管理者や意思決定者は、競合する利用や開発よりも、遺産保全の必要性に重きが置かれるべきか否かを考慮する必要がある。世界遺産としての地位を脅かす脅威やリスクを考えることが重要であり、このことが遺産影響評価の報告書の中に明確に示されなければならない。

2-1-7 法定の環境影響評価を適用する場合、その環境影響評価が世界遺産に関連するのであれば、文化遺産に関する節でICOMOSの本ガイダンスを考慮に入れなくてはならない。このような状況で環境影響評価の一部として実施された遺産影響評価は、通常の環境影響評価の必要条件に加えられるものではないが、OUVとそれを伝える属性に明確に焦点を当てており、〔環境影響評価とは〕異なる方法論を用いている。遺産影響評価の要約は早い段階で環境申告に含まれるべきであり、遺産影響評価の詳細な技術的報告書は〔環境申告の〕技術的付録として含まれるべきである。〔遺産影響評価の〕必要条件は、計画段階またはスコーピング段階で明確にする必要がある。ICOMOSおよび世界遺産センターは、本ガイダンスに則り、遺産影響評価を最善の方法で実施することを保証するよう、締約国に推奨する。環境影響評価の文化遺産についての節でOUVの属性に明確に焦点を当てない限り、世界遺産での変更に対処する際に求められる基準を満たすことはできない。

2-2 遺産影響評価の開始前に取り組む必要のある事項への理解

2-2-1 評価作業は本質的には至って単純なものである。

- 危機にさらされている遺産は何か？また、なぜその遺産が重要なのか？つまり、どのようにその遺産がOUVに寄与するのか？
- 変更案や開発案はOUVにどのように影響するのか？
- これらの影響はどのように回避、低減、回復、補償できるのか？

2-2-2 全体的な作業は付録1に要約されているが、重要なのは全ての関係当事者と早い段階で継続的に協議

を行い、事業開始前に遺産影響評価の範囲と期待される事項についての合意を得ることである。また、問題が起こってから対応するのではなく、先を見越して開発計画や立案作業を周知するために、作業の極めて早い段階で、起りうる負の影響を特定することも重要である。

2-2-3 管理と意思決定の基礎となるのは、世界遺産に対する、〔および〕その重要性と OUV、その属性と状況に対する十分な理解である。管理計画は、明確で効果的な影響評価を実施する能力を養う上では重要な第一歩となる。世界遺産およびその状態に関する基礎データの構築は非常に重要である。

2-2-4 いかなる遺産影響評価も、初期開発案や〔資産の〕用途変更が確認された時点での遺産影響評価に必要な事業範囲の設定から始めるべきである。これが意思決定のための根拠となる。影響をうける地域社会を含め、関係当事者との初期協議は重要である。また、遺産影響評価は、他の方法では入手が容易ではないよう、世界遺産に関する情報を照合するのにも有用である。遺産影響評価は全ての利害関係者にとって有用な協同ツールである。

2-2-5 スコーピング報告書（または遺産影響評価の要約）は、締約国、地域または地元の行政、遺産の顧問または管理者、地域社会またはその他必要に応じた関係者を含む、全ての関係当事者の同意を得ることが望ましい。スコーピング報告書では何が実施されるのか、なぜ、どのように、いつ、そして何が生じると予想されるかを明らかにすべきである。また、全ての利害関係者間で合意された日程表や開発計画を含むことが望ましい（付録2）。

2-2-6 スコーピング報告書では世界遺産の概要を示し、その OUV を明示する必要がある。また、変更や開発の必要性、資産とその周辺の現状の概要、考えられている代替的な開発があればその詳細、遺産影響評価の方法論の概要と委託事項を含め、提案された変更または開発の概要を示すことが望ましい。方法論は、例えば誰が利害関係者で、誰が当該資産に関係のある共同体の一員であるなどを特定するための協議先の組織や人物、手法や適切な研究領域など収集すべき基本情報の詳細、影響を受けやすそうな遺産レセプター、並びに提案された調査および評価の方法などを含めるべきである。また、この段階では提案された開発が世界遺産内なのか、緩衝地帯内なのか、または両者の外であっても資産の周辺環境内なのかを特定することが重要である。スコーピング報告書は大規模または重大な影響を注意喚起するために使われるべきである。こうすれば、遺産影響評価の詳細な報告により、変更された開発に対する何らかの肯定的な反応があるかが評価できるようになる。

2-2-7 また、スコーピング報告書では、資産に関してどのようなことが知られており、どこに欠陥があるのか、つまり情報の根拠がどの程度優良で、評価がどの程度信頼できるのかについて（可能な限り実用的に）明確に言及されることが望ましい。これは実際の評価そのものにおいて最後まで徹底して遂行されるべきである。

2-2-8 影響評価が必要とされるのは大規模開発だけではない。世界遺産は、例えば土地利用や都市計画政策など、重要な結果をもたらす政策変更に対しても脆弱である可能性がある。観光の基盤施設や観光客の増加は予期せぬ結果をもたらす可能性がある。大規模な発掘もまた資産の OUV に負の影響を与える恐れがあるが、新たな知見が得られるということがその埋め合わせになる可能性もある。

2-2-9 またこの段階で、遺産影響評価を実施する組織または個人が適切に資格要件を満たし経験をつんでいることや、彼らの専門知識が当該資産、その物質的・無形的内容、その OUV、そして提案された変更の性質や範囲が求めるものに適合することが重要である。一人の専門家が遺産影響評価の全てを行うことは難しく、遺産影響評価チームの編成、つまり遺産の専門家とその他必要な全ての能力が非常に重要である。当該チーム

には特定の計画や資産のための特殊な分析能力が必要となると考えられる。〔他の組織との〕協力関係を模索することも考えられるが、これは遺産影響評価のために能力を育成したり、優良事例を展開・共有するという意味で、恩恵をもたらすと考えられる。

3. データと記録

3-1 目録、データ評価または状態調査に関しては、合意が得られた最低基準はないが、適宜これらを定義しておけば有用であろう。このような事項は資産とその管理ニーズに見合ったものである必要がある。遺産影響評価を記録する段階では、アーカイブを構築することを含め、できるだけ包括的であることが望ましい。

3-2 世界遺産に関して、中心的記録〔と言えるもの〕は OUV の言明と OUV を伝える属性の特定である。したがって本ガイダンスでは OUV を伝える属性への影響を特定することに焦点を絞っている。しかし、資産の歴史的変遷、その状況や周辺環境、そしてその他の妥当な価値（例えば国内、地域での価値）がどこにあるのか十分に理解できるよう、遺産影響評価では合意が得られた調査区域内において、文化遺産のあらゆる側面や属性についての情報を収集・照合するべきである。

3-3 データの記録と管理は必須とは言えないが、有用である。評価作業は非常に長期にわたる可能性があり、データ源は定期的に『最新のものへの更新』が必要となる可能性がある。データ源が流動的な状況にある場合、または評価が長期にわたる場合には、遺産影響評価チームが同様の情報を比較できるよう、『データの凍結』を認めることが必要となる可能性がある。

3-4 遺産影響評価の報告書には、本文の付録として、表や地名索引の形式で目録を含めることが望ましい。収集された資料や情報の基礎的アーカイブは、〔保管〕場所やアクセスのし易さも含め、将来の利用のために維持され、適切に参照されるようにするべきである。優良な記録には GIS や複雑なデータベースなど、高度な技術は必要ない。しかし、常識や資産のニーズに適した、体系的で一貫した手法が求められる。

3-5 〔資産の状況が〕複雑になればなるほど、より高度な手法が考慮され得るが、データベース・GIS・3D モデルを利用すると、遺産影響評価の実施方法が変わってしまう。こうしたシステムにより、評価がより反復的なものとなり、結果的に遺産影響評価がより効果的に設計プロセスにフィードバックされる可能性がある。だが同時に、遺産影響評価チームにはより多くの『もし～だったらどうなるか』というシナリオが求められることにもなる。スコーピング報告書では、遺産影響評価チームが効率的に作業できるよう、こうした反復の際の原則を定める必要がある。

4. 資産に適した方法と手法—利用可能なツール、手法、資源の活用

4-1 遺産影響評価の際の情報収集は、可能性のある全てのデータ源を考慮することが望ましい。〔遺産影響評価の〕手法には机上での検討または歴史調査、並びに〔資産の〕状態、真実性と完全性、影響を受けやすい眺望などを確認するための実地踏査が含まれると想定される。また、遺産への影響を予測する地形モデルまたは可視不可視分析も含まれる可能性がある。遺産の有形および無形の属性の両方について、および無形遺産に関連しうる場合はそれらを具体化する物理的特徴について、明確な文書の形で把握し、説明する必要がある。

4-2 また、実地調査は一般に遺産影響評価が確固たるものであることを保証するためにも必須である。〔遺産影響評価の〕手法は開発案と関連させる必要があり、地形測量、地球物理学的調査、仮想 3D モデルによる非侵入型の調査、または遺物採集、科学調査、試掘、予備掘削などのより積極的な方法による実地試験が含まれ

る可能性もある。状況によっては、口述記録や証言の収集も有効・有用である。

4-3 データ収集により、遺産の属性の定量化・特性化が可能になり、提案された変更に対する脆弱性を立証できるようになる。また、遺産全体を把握するために、別々の遺産の間の相互関係を観察する必要がある。しばしば物質的側面と無形的側面の間に関係性が存在しているが、それを表面化させなければならない。

4-4 遺産影響評価の際の情報収集は反復作業であり、それによりしばしば開発案に対する代替案や選択肢が浮かぶ可能性がある。

4-5 世界遺産の OUV（および遺産のその他の価値）の全ての意味を理解することは、遺産影響評価の作業の極めて重要な部分である。影響の全体的重大性（全体的影響）の分析は、遺産の価値または変更・影響の規模の評価と相関関係にある。

4-6 世界遺産を説明する際には、OUV の属性の説明からはじめることが不可欠である。これが有形および無形の両側面を含む『基準データ』となり、これに対する影響が測定されなければならない。〔資産の〕状態を申告することは、OUV の主要な各属性にとって有用であると考えられる。

4-7 OUV の説明は重要な出発点であるが、影響評価の作業に直接的に役に立つ属性という観点からは、十分に詳細でない場合がある。各資産が評価される必要があり、場合によっては、遺産影響評価の作業の際に、より具体的に属性を定義する必要がある。

4-8 そのように属性を定義する際には、OUV の説明を再定義しようとするのではなく、提案された変更についての意思決定を補助するような方法で、属性を説明しようとするべきである。OUV はある世界遺産が世界遺産一覧表に記載された際に定義されたものであり、一から審査を受けなおす再推薦なしには変更できないということに留意するべきである。

4-9 研究成果や提起された問題を説明する際には、ほとんどの場合で、立地図、テーマ別地図または平面図の作成が必要である。空間的な解釈は、属性の傾向、属性間の関係性（プロセスに関わるものである可能性もある）、そして視覚的、歴史的、宗教的、共有の、審美的、または証拠となるような属性の関連性を示す際に有用である。属性は、明確で理解しやすい方法で、OUV の説明の内容と再び関連付ける必要がある。その際には、単純化しそぎることなく、要約または図表において文化やその他の複雑性を残す必要がある。しかし、我々人間の 3D での位置〔特定〕の経験と同様に、つまり、空間的関係性を確認するには現場での対照が必要であるとの同様に、遺産影響評価チームは地図を当てにしそぎないよう注意すべきである。

4-10 価値評価のひとつの選択肢が付録 3A に示されている。このシステムでは、国際法上のまたは国内法上の指定、国の研究課題に定められた優先事項や勧告、および生得的価値に関連して、遺産の属性の価値が評価される。その上で、資産の重要性を決定するために専門的判断が下される。できるだけ客観的な方法が用いられるべきだが、専門的判断による定性的評価は必然的に含まれることになる。資産の価値は以下の評価尺度を用いて定義される。

- 非常に高い
- 高い
- 中程度
- 低い

- 無視できる
- 不明

4-11 遺産影響評価の報告書では、個々の、および／または群としての遺産の属性に関して、明確かつ包括的に文書で説明し、個々の、および／または全体としての状態、重要性、相互関係、そして影響の受けやすさを示す必要がある。また、可能であれば変更に対する許容能力に関する指摘が含まれることが望ましい。このため、〔報告書の〕読者を補助する、適切な地図作成が付随的に必要となる。〔報告書には〕遺産の全ての要素が含まれるべきではあるが、世界遺産の OUV に寄与する構成要素は特に関連性があるため、さらに詳細な節を設ける価値があると考えられる。〔報告書の〕読者が各要素の評価を確認できるよう、補助的な付録や報告書には詳細な目録が含まれることが望ましい。付録 3C にその一例が示されている。

5. 影響を評価・分析するための考え方

5-1 開発やその他の変更が文化遺産の属性に及ぼす影響は、負の場合もあるし、正の場合もある。全ての属性、特に本ガイダンスが注目する、資産に OUV をもたらす属性に対する、あらゆる変更を特定する必要がある。また、ある属性への具体的な変更や影響について、その規模や深刻度を特定することも重要である。なぜならこの組み合わせが影響の重大性、つまり『作用の重大性』を定義するものだからである。

5-2 〔資産への〕影響は主に視覚的なものとして捉えられる傾向がある。多くの場合、視覚的影響は非常に感知しやすいが、ICOMOS の西安宣言にまとめられたように幅広い取り組みが必要である。〔資産への〕影響は様々な形態をとる。つまり、直接的・間接的である可能性がある。また、累積的、一時的・永続的、可逆的・不可逆的、視覚的、社会的・文化的、そして経済的である可能性もある。開発案に係る建設や操業の結果として、影響が現れる可能性もある。こうした影響は遺産影響評価と関連させて検討される必要がある。

5-3 直接的影響は、提案された開発や用途変更によって主に生じるものである。直接的影響により、属性の一部または全体の物理的損失、および／またはその周辺環境（隣接した景観との現在および過去の関係性を含め、ある場所が体験される環境、つまり地域の状況）の変更が生じる可能性がある。直接的影響を特定する作業では、直接的影響を単に回避したとして承認を得るような開発に際してのテクニックに注意する必要がある。つまり、単に物理的資産を『見落とした』上での影響は、一つの資産、様式、集合体、周辺環境、土地固有の精神に対してもよくない結果をもたらす可能性がある。

5-4 物理的損失をもたらす直接的影響は大抵は永続的で不可逆的である。それらは、通常は建設の結果として発生し、開発の痕跡を残す範囲内に限定されるものである。これらの影響の規模や程度は、影響を受けた属性の割合次第であり、その重要な特徴または OUV との関係性が影響を受けたかどうか次第である。

5-5 ある属性の周辺環境に及ぶ直接的影響は、開発計画に係る建設または操業の結果として生じるもので、開発〔地域〕からいくらか離れた場所で影響する可能性がある。周辺環境への影響の評価では、所定の時間で評価することのできる認知可能な視覚的、聴覚的（騒音）な影響に言及する〔必要がある〕。そのような影響は、影響の原因が除去できる度合いによって、一時的または永続的、可逆的または非可逆的である可能性がある。また、影響の発生が散発的または限られた期間の場合、例えば操業時間や車両通行の頻度に關係するようなときは、一過性である可能性もある。

5-6 間接的影響は開発に係る建設や操業の二次的な結果として生じ、開発範囲を超えて、資産の周辺環境における物理的損失や変更をもたらす可能性がある。例えば、開発を支えるために必要な道路や送電線などの関連

する基盤設備の建設などである。開発行為によって可能となる、あるいは容易となる、事後の動き（第三者によるものを含む）の肯定的な影響についても考慮が必要である。

5-7 影響や変更の規模または深刻度は、それらの直接的・間接的影響や、それらが一時的なのか永続的なのか、可逆的なのか非可逆的のかなどを考慮に入れ判断することができる。個別の影響の累積的影響もまた考慮するべきである。影響の規模または深刻度は、資産の価値に関係なく、以下のように順位付けできる。

- 変更なし
- 無視できる程度の変更
- 小規模な変更
- 中規模の変更
- 大規模な変更

5-8 ある属性の変更による影響の重大性、つまり全体的影響には、属性の重要性と変更の規模が関係する。このことは、〔推薦時に〕記述された各属性について、以下の既述子を用い、要約できる。変更や影響は正または負の場合があるため、『特になし』を中央に置いた9段階の尺度となる。

- 大きな正の影響
- 中程度の正の影響
- 小さな正の影響
- 無視できる程度の正の影響
- 特になし
- 無視できる程度の負の影響
- 小さな負の影響
- 中程度の負の影響
- 大きな負の影響

遺産の価値	変更／影響の規模と深刻度				
	変更なし	無視できる程度の変更	小規模な変更	中規模の変更	大規模な変更
世界遺産の場合 とても高い —OUVを伝える属性	影響の重大性または全体的影響 (正の影響または負の影響)				
	特になし	僅か	中程度／大きい	大きい／大変大きい	大変大きい
その他の遺産または属性の場合	影響の重大性 (正の影響または負の影響)				
非常に高い	特になし	僅か	中程度／大きい	大きい／大変大きい	大変大きい
高い	特になし	僅か	中程度／僅か	中程度／大きい	大きい／大変大きい
中程度	特になし	特になし／僅か	僅か	中程度	中程度／大きい
低い	特になし	特になし／僅か	特になし／僅か	僅か	僅か／中程度
無視できる	特になし	特になし	特になし／僅か	特になし／僅か	僅か

5-9 例：

- 道路を新設するために、ある世界遺産の OUV を伝える主要な建造物を撤去することは、重大な負の影響または全体に対して大きな負の影響をもたらす。
- OUV を伝える上で主要な役割を果たしている建造物の直近に後世になって整備された、OUV の属性に直接関係していない道路を撤去することは、大きな正の影響もしくは全体に影響を与えると言えるだろう。

5-10 上記の表は影響評価を支援するための要約である。遺産影響評価の報告書では、各 OUV の属性の評価を、例えば単純な表の中に示す必要があり、また、それぞれの個別なまたは集団的な遺産の属性についての結果がどのように得られたのかを明示する必要がある。これは定性的および定量的分析を含むべきである。

5-11 [開発の] 提案は既存の政策的枠組みや資産とその周辺地域の管理計画に照らし合わせ検証されるべきである。規模、様式、用途等の適合性は、OUV を伝える資産やその他の価値あるものの属性をもとに検証されることが望ましい。視線軸、建築様式、容積と外観、集落形態、機能的用途並びに経年的持続性などの問題が関連する可能性もある。この全てにおいて、開発が資産を補い、むしろ強化するものであるために、開発の属性と資産の属性を対応させる必要がある。

5-12 開発に付随する変更が、完全性や真実性へ及ぼす影響についても評価されなければならない。資産には、[世界遺産一覧表への] 記載時や遡及的 OUV の言明が採択された際の、完全性と真実性に関する、基準となる言明〔作業指針第 79 ~ 88 段落〕が存在しているはずである。OUV の属性、真実性、完全性の間の関係は理解される必要があり、そして遺産影響評価の報告書内で理解されるように示される必要がある。真実性は属性が OUV を伝える方法に関係し、完全性は OUV を伝える全属性が資産内部に存在し、侵食や脅威にさらされていないかどうかに関係する。

5-13 恩恵や弊害（もしくは負の影響）は非常に慎重に考慮されなくてはならない。様々な恩恵や弊害が存在し、誰がその恩恵を享受する（もしくは恩恵を失う）のかという疑問が重要である。多くの場合、資産自体とそれに関連するコミュニティが開発に伴う恩恵を享受することはない。評価の財政的結果もまた重要で、決定に直接的影響を与えることが多い。分析により、こうした複雑性を覆い隠すのではなく、むしろ明らかにしなければならない。保全に配慮した計画がそうでないものより重視されるよう、資産の保全はある計画の恩恵の中で捉えられることが望ましい。

6. 影響の回避、低減、回復、補償は可能か、つまり緩和可能か？

6-1 影響評価は反復的な作業である。データを収集・分析した結果は、開発の計画手続き、変更の提案、考古学的調査に反映されるべきである。

6-2 保全とは、つまり変更を持続可能に管理することである。OUV を伝える属性とその他の重要な箇所への負の影響を回避、除外、最小化するために、あらゆる合理的な努力がなされるべきである。しかし究極的には、提案された変更による公共の恩恵とその場所への損害のバランスをとることが必要だと考えられる。世界遺産の場合、このバランスが極めて重要である。

6-3 遺産影響評価では、開発案やその他の変更因子の影響を緩和または相殺するための原則と、可能である場合は、その方法が提案されるべきである。その際には、敷地の選択・立地、時機、期間や設計を含め、開発の際のその他の選択肢を考える必要がある。世界遺産の真実性や完全性を含め、OUV を維持するという文脈

から、どのように緩和が受け入れられるのかを、遺産影響評価では十分に示唆するべきである。この作業においては、作業指針内の定期報告〔の規定〕にある有効なガイダンスを参考にすることも必要である。

6-4 遺産影響評価をまとめる前のこの段階で、更なる協議を行うことが望ましい可能性もある。

7. 締約国、諮問機関、世界遺産委員会の助けとなり、世界遺産の文脈全般、および具体的な個別資産にとって妥当な分析の実施

7-1 付録 4 では、遺産影響評価の報告書内容の手引きを提示している。適切な協議とスコーピングを行った後、厳密な要件を定義するのは、専門家の判断である。

7-2 遺産影響評価の報告書では、明確で、透明性があり、実践的な方法で意思決定が行える根拠を提供すべきである。どの程度の詳細さが必要とされるかは、資産や変更案に依拠する。OUV の声明は、資産への影響およびリスクを分析する上で中核となる。

7-3 遺産影響評価の報告書では以下の事項を示す必要がある。

- 世界遺産とその OUV、真実性と完全性、状態、状況（その他の遺産の属性を含む）および相互関係についての包括的な理解
- 開発またはその他の変更案により生じる影響の範囲についての理解
- 資産の要素、特に資産の OUV、完全性、真実性への（正の、負の）影響についての客観的な分析
- OUV を維持することに対するリスクの評価、および資産が潜在的危険または実際に危険にさらされている可能性の評価
- [資産に対する] 知識や理解の増強、および認識の向上などの提案によって、遺産にもたらされる恩恵の申告
- どのように影響を緩和・回避するのかに関する明確な指針
- OUV の属性とその他の遺産、影響、調査や科学的研究、図と写真などについて、適度に詳細な目録形式の補足資料

7-4 遺産影響評価の報告書には、閲覧者の助けとなる表とともに、全ての関連事項、詳細な記述・分析、および影響の分析結果の要約を明示し、非専門家にも理解できるようまとめる必要がある。

付録 1：遺産影響評価の手順

遺産影響評価の各段階
開発・設計の初期段階
初期協議
遺産影響評価の実務を行う、適切な組織の特定・採用
対象範囲の決定
実務内容（スコープ）の設定
データの収集
データの分析
遺産の特徴の整理（特に OUV を伝える属性の特定に関して）

直接的、間接的影響のモデル化および評価

緩和策（回避・低減・回復・補償）の検討

報告書案のとりまとめ

協議

評価結果および緩和策の調整

最終報告および説明（意思決定のための資料）

緩和策

結果および得られた知見の発信

付録 2：スコーピング報告書の内容

「目的にかなった」事業とその事業による意思決定を可能にするため、提案された影響評価に着手する段階で、必要となる事業範囲についての合意が得られていることが望ましい。初期協議は必須である。

事業範囲は、締約国、地方自治体またはその機関、法定の協議対象者、そして地域社会の代表者や一般の人々など、全ての関係者によって同意されるべきである。場合によっては、世界遺産センターまたはその諮問機関（ICOMOS、IUCN）と協議することも望ましい。

『開発業者』がスコーピング報告書の作成責任を有している。スコーピング報告書には以下の内容を含むべきである。

- 作成時点で得られる限りのできるだけ詳細な情報を示す、変更・開発案の概説
- その時点で得られた情報に基づく資産・周辺の現状の概要
- OUV の言明
- 変更の代替案がどのように検討されているかについての詳細
- 遺産影響評価の全体的な方法論と委託事項の概要
- 協議している、または今後協議する予定の団体や人物
- 開発の重要な影響に関するトピックごとの評価。これには以下の事項を含むことが望ましい。
 - (知られている限りの) 基本的な状態の詳細
 - 全体的な影響または影響が重大ではないと考えられる場合には、それらがなぜ遺産影響評価の『範囲外』であるべきかの説明等、開発による潜在的な影響の検討
 - 全体的な影響が潜在的に重大であると考えられる場合には、収集の見込まれる基本情報（方法や適切な調査分野など）の詳細、特に OUV の属性に関連する遺産のレセプターで影響を受けやすいもの、および提案された調査・評価方法
- 調整済みの日程表。報告や協議の期限などを含め、作業全体を網羅するもの

付録 3A：遺産の価値を評価する際の手引きの例

世界遺産の遺産影響評価では、その国際的な遺産の価値とともに、その他の地域的・国家的な価値や、国の調査基準で設定された優先事項や勧告も考慮する必要がある。また、例えば自然遺産の国際的な指定などに反映されている他の国際的価値も考慮しなければならない可能性がある。

専門的判断に基づき、資産の重要性が決定される。資産の価値は、以下の評価尺度を用いて決定されると考

えられる。

- 非常に高い
- 高い
- 中程度
- 低い
- 無視できる
- 不明

以下の表を網羅する必要はない。

評価尺度	考古学	建築遺産または歴史的都市景観	歴史的景観	無形文化遺産またはそれに関連するもの
非常に高い	世界遺産として登録され、広く認知された国際的重要性を有する史跡。 世界遺産のOUVを伝える個々の属性。 広く認知された国際的研究目的に大いに寄与する可能性のある資産。	世界遺産のように普遍的重要性を持つものとして登録され、広く認知された国際的重要性を有する資産または構造物。 世界遺産のOUVを伝える個々の属性。 国際的重要性が認められたその他の建造物や都市景観。	世界遺産として登録され、広く認知された国際的重要性を有する景観。 世界遺産のOUVを伝える個々の属性。 指定の有無にかかわらず、国際的価値を有する歴史的景観。 並外れた一貫性、歴史の深さ、またはその他の重要要素を有する保存状態の極めてよい歴史的景観。	国の指定により証明された無形文化遺産の活動に関連する地域。 世界的重要性を有する特定の技術革新、技術的・科学的な発展または運動と関連するもの。 世界的重要性を有する特定個人と関連するもの。
高い	締約国の法律によって国の指定を受けた史跡。 将来指定されて然るべき質と重要性を有する未指定の資産。 広く認知された国内の研究目的に大いに寄与する可能性のある資産。	未倒壊の遺構が残る、国の指定を受けた構造物。 目録に適切に反映されていないが、基礎構造に類まれな質がある、または歴史的関連性を有する可能性のあると認められる、その他の建造物。 非常に重要な建造物を含む保全地区。 国内において明確な重要性を有する未指定の構造物。	国の指定を受けた、類まれな価値を有する歴史的景観。 類まれな価値を有する未指定の景観。 高い質と重要性、そして実証可能な国内価値を有する未指定の景観。 注目に値する一貫性、歴史の深さ、またはその他の重要要素を示す、保存状態のよい歴史的景観。	地球的重要性を有する無形文化遺産活動に関連し、国の指定を受けた地域または活動。 国家的重要性を有する特定の技術革新、技術的・科学的な発展または運動と関連するもの。 国家的重要性を有する特定個人と関連するもの。
中程度	地域的な研究目的に大いに寄与する可能性のある、指定または未指定の資産。	指定建造物。類まれな質または歴史的関連性を有する可能性のある（未指定の）歴史的建造物。 その歴史的特徴に大きく寄与する建造物を含む保全地区。 建造物や周辺環境に重要な歴史的完全性を有する、歴史的町並みまたは市街地。	指定を受けた特別な歴史的景観。 特別な歴史的景観としての指定を正当化できるような未指定の歴史的景観。 地域的価値のある景観。 妥当な一貫性、歴史の深さ、またはその他の重要要素を有する、平均的に保存状態のよい歴史的景観。	地元での指定により証明された、無形文化遺産活動に関連する地域。 地域的または地場的に重要な特定の技術革新や発展との関連とするもの。 地域的に重要な特定個人と関連するもの。
低い	地域的重要性を持つ、指定または未指定の資産。 保存状態が悪くおよび／または、背景に関連するものの残存状況が悪い資産。 限られた価値だが、地域的な研究目的に寄与する可能性のある資産。	『地元の目録に登録された』建造物。 基礎構造または歴史的関連性が中程度な、歴史的（未指定の）建造物。 建造物または周辺環境に限られた歴史的完全性しかない、歴史的町並みまたは市街地。	しっかりしてはいるが、未指定の歴史的景観。 地域で関心を持つ集団にとって重要な歴史的景観。 保存状態が悪くおよび／または環境との関連性の残存状況が悪いために、価値が限られた歴史的景観。	地域的に重要な無形文化遺産活動。 地域的に重要な特定個人と関連するもの。 活動が行われるまたは活動と関連する物理的地域で、残存状況が悪いもの。

無視できる	考古学的価値が殆どまたは全く残っていない資産。	建築的価値または歴史的価値のない建造物または都市景観。目立った特徴を持った建造物。	大きな歴史的価値を殆どまたは全く有さない景観。	無形文化遺産との関連や痕跡がほとんど残っていない。
不明	その重要性が判明していない資産。	歴史的重要性に関して、不明瞭な可能性を持つ建造物。(接近できない等)	該当なし。	当該地域の無形文化遺産について、殆ど知られていない、または記録されていない。

付録 3B：影響の程度を評価する際の手引きの例

評価尺度	考古学的な属性	建築遺産または歴史的都市景観としての属性	歴史的景観としての属性	無形文化遺産としての属性またはそれに関連するもの
大規模な	世界遺産の OUV を伝える属性に対する変更。 OUV に寄与するものも含め、ほとんどまたは全ての重要な考古遺物〔に対する変更〕。資産が完全に変わってしまう場合もある。 周辺環境に対する広範囲な変更。	OUV に寄与する重要な歴史的建造物の要素に対する変更。資産が完全に変わってしまう場合もある。 周辺環境に対する広範囲にわたる変更。	歴史的景観の特徴の単位に完全な変更や OUV の損失をもたらす〔以下の変更〕。 殆どまたは全ての重要な歴史的景観の要素、区画、構成の変更。極端な視覚的影响。騒音の大幅な変更または音質の変更。用途やアクセスの根本的変更。	無形文化遺産活動やそれに関連するもの、または視覚的関連性と文化的鑑賞に影響する地域に対する重大な変更。
中規模な	多くの重要な考古遺物に対する変更。資産が明らかに修正される場合もある。 資産の特徴に影響を及ぼすような、周辺環境に対する著しい変更。	多くの重要な歴史的建造物の要素に対する変更。資産が著しく修正される場合もある。 ある歴史的建造物の周辺環境に対する変更。周辺環境が著しく修正される場合もある。	歴史的景観の特徴に中程度の変更をもたらす〔以下の変更〕。 多くの重要な歴史的景観の要素、区画、構成の変更。歴史的景観の多くの重要側面の視覚的変更。騒音や音質の著しい変更。用途やアクセスの顕著な変更。	無形文化遺産活動やそれに関連するもの、または視覚的関連性と文化的鑑賞に影響をする地域に対する著しい変更。
小規模な	重要な考古遺物に対する変更。資産が僅かに変わる場合もある。 周辺環境に対する僅かな変更。	重要な歴史的建造物の要素に対する変更。資産が僅かに変わる場合もある。 ある歴史的建造物の周辺環境に対する変更。周辺環境が著しく変わる場合もある。	歴史的景観の特徴に限られた変更をもたらす〔以下の変更〕。 いくつかの重要な歴史的景観の要素、区画、構成の変更。歴史的景観のいくつかの重要側面の僅かな視覚的変更。騒音レベルや音質の限られた変更。用途やアクセスの僅かな変更。	無形文化遺産活動やそれに関連するもの、または視覚的関連性と文化的鑑賞に影響する地域に対する変更。
無視できる程度	重要な考古遺物や周辺環境に対するごく僅かな変更。	歴史的建造物の要素または周辺環境に対する、ほとんど影響を及ぼさない程度の僅かな変更。	歴史的景観の特徴にごく僅かな変更をもたらす〔以下の変更〕。 重要な歴史的景観要素、区画、構成のごく僅かな変更。実質的には変更していない視覚的影响。騒音レベルや音質のごく僅かな変更。用途やアクセスのごく僅かな変更。	無形文化遺産活動やそれに関連するもの、または視覚的関連性と文化的鑑賞に影響する地域に対するごく僅かな変更。
変更なし	変更なし。	基礎構造や周辺環境に対する変更なし。	基礎構造や周辺環境に対する変更なし。	変更なし。

付録 3C：目録項目の例

以下の一覧は、個々の遺産や遺産群についての情報を整理する参照表や目録において活用できる、一連のデータフィールドの例である。

固有の識別番号

資産名

立地（参照地図）

資産の種類（遺丘、教会、要塞、景観、無形文化遺産など）

日付

法定上の指定（例：国または地方自治体の指定、世界遺産）

簡単な説明

状態

真実性

完全性

相互関係（一覧表）

影響の受けやすさ

重要性（とても高い、高い）

開発の影響の程度—工事段階（大規模な、中規模な、小規模な、無視できる、変更なし）

開発の影響の重大性—工事段階（大きな正の影響、中程度の正の影響、小さな正の影響、無視できる程度の正の影響、特になし、無視できる程度の負の影響、小さな負の影響、中程度の負の影響、大きな負の影響）

供用時の影響の程度（上述の通り）

供用時の影響の重大性

付録 4：遺産影響〔評価〕の報告書の内容

遺産影響評価報告では、明確で透明性のある実用的な方法で意思決定を行うことができるような証拠を示すべきである。求められる詳細さは資産や変更案によって異なる。OUV の言明は、資産に対する影響やリスクを分析する際の中核となる。

報告書には以下の事項が含まれることが望ましい。

世界遺産の正確な名称

資産の地理的座標

〔世界遺産一覧表への〕記載日

遺産影響評価報告書の策定日

遺産影響評価報告書の作成団体または組織の名称

その遺産影響評価報告書は誰のために作成されたか

その報告書が外部評価または査読を経たかについての説明

報告書の内容の概要

1. 専門的でない要約（全ての重要点を含み、独立して使用可能であること）

2. 目次

3. 序章

4. 方法論

- 情報源
- 発表済み出版物
- 未発表の報告類
- データベース
- 実地調査
- 影響評価の方法論
- 評価の対象範囲
- 遺産の評価
- 特定の影響・変更の規模に関する評価
- 全体的影響の分析
- 評価地域の定義

5. 対象となる遺産の歴史および概要

本章で重要なことは、OUV の言明、OUV を伝える属性、真実性と完全性の言明に寄与する属性についての記述である。

また、本章には国および地域による指定を受けた遺跡、記念碑、または建造物とともに、未指定の資産も含めるべきである。調査地域の歴史的変遷を明記し、景観や文化遺産の土地形態、境界、および現存する歴史的要素を含め、歴史的景観等の特徴を記述すべきである。さらに、全体および個々の属性や構成要素の状態、物理的特徴、影響を受けやすい眺望や属性と関連しうる無形の関連性も記述しなければならない。特に影響が大きい区域に焦点を当てるべきだが、全体の記述も含めるべきである。

6. 変更案、開発計画等の概要

7. 計画されている変更による全体的影響の評価および分析

本章では、OUV の属性やその他遺産に対する特定の変更や影響の評価を明記すべきである。個別の遺産の属性、資産・要素、および関係性について、また〔資産の〕全体についても、物理的・視覚的・聴覚的影響など、直接的・間接的影響を記述し、その評価を含めるべきである。OUVへの影響は、資産の OUV を伝える属性に対する影響の評価を通じて分析されなければならない。全ての属性に対する全ての影響を考慮しなければならず、意思決定の補助に適した形式で情報を提示するには専門的判断力が必要となる。

また、個々の属性や世界遺産全体に対する開発案または計画されている変更の影響の重大性の全貌、つまり全体的影響の分析も含まなければならない。これには、資産の見方について、その変更がどのように地域的、国家的、国際的な影響を及ぼすのかについての評価も含むことが必要となる場合もある。

8. 影響を回避、低減、補償する措置（緩和策）

一般的措置、個々の遺産・文化財に対する個別の措置の両方を含む。具体的には以下を含む。

- 開発や変更開始に先立ち必要なもの（発掘など）

- ・ 工事中や変更の期間に必要なもの（資産の監視の指示や物理的保護など）
- ・ 変更案または開発案の実施期間中に〔講じる、〕工事終了後〔を想定した〕措置（インターパリテーション、アクセスに関する普及啓発、啓蒙活動、教育、再建計画など）
- ・ 遺産影響評価やその他何らかの詳細な机上調査・現地調査・科学的調査によって得られた情報・知識・理解を発信するための提案

9. まとめ、結論（以下を含む）

- ・ 世界遺産のOUV、完全性、真実性に与える影響についての明確な見解
- ・ 世界遺産としての記載に対するリスク
- ・ 知識や理解の増強、普及啓発など、正の影響（あれば）

10. 参考文献

11. 用語解説

12. 謝辞および作成者

13. 図、写真

例)

- ・ 緩衝地帯を含む、資産の立地および範囲
- ・ 設定された調査対象範囲
- ・ 開発または変更に係る計画案
- ・ 視覚分析および可視不可視分析
- ・ 緩和策
- ・ 重要資産、眺望

14. 詳細データ等、付属資料

例)

- ・ 各資産・要素の一覧表、概説的な説明、影響の概要
- ・ 机上研究
- ・ 実地調査報告（地球物理学的調査、分析試験、発掘）
- ・ 科学的調査
- ・ 意見を聴いた専門家等の一覧表および意見
- ・ スコーピング書または事業概要書

参考文献リスト

世界遺産関係

- UNESCO. 1972. Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. (World Heritage Convention).
<http://whc.unesco.org/en/conventiontext>
- UNESCO World Heritage Centre. 2011. Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention.
<http://whc.unesco.org/en/guidelines/>
- UNESCO, ICCROM, ICOMOS and IUCN. 2011. Preparing World Heritage Nominations.(Second edition). Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<http://whc.unesco.org/en/preparing-world-heritage-nominations/>
- UNESCO, ICCROM, ICOMOS and IUCN. 2013. Managing Cultural World Heritage. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<http://whc.unesco.org/en/managing-cultural-world-heritage/>
- 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（外務省）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H4-0241.pdf>
- 世界遺産条約履行のための作業指針（文化庁）（2003年度版の翻訳）
http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink13
- 東京文化財研究所（2017）『世界遺産用語集』オフィス HANS
- 西村幸夫・本中眞（2017）『世界文化遺産の思想』東京大学出版会

遺産影響評価関係

- ICOMOS. 2011. Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties. Paris, ICOMOS.
http://openarchive.icomos.org/266/1/ICOMOS_Heritage_Impact_Assessment_2010.pdf
- Welsh Government Historic Environment Service (Cadw). 2017. Heritage Impact Assessment in Wales
<https://cadw.gov.wales/docs/cadw/publications/historicenvironment/20170531Heritage%20Impact%20Assessment%20in%20Wales%2026917%20EN.pdf>
- Welsh Government Historic Environment Service (Cadw). 2017. Managing Change in World Heritage Sites in Wales.
<https://cadw.gov.wales/docs/cadw/publications/historicenvironment/20170531Managing%20Change%20in%20World%20Heritage%20Sites%20in%20Wales%2031146%20EN.pdf>

環境影響評価関係

- 環境省（2012）『環境アセスメント制度のあらまし』環境省総合環境政策局環境影響評価課
http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/pdf/panph_j.pdf
- 環境省（2008）『環境影響評価 技術ガイド 景観』環境省総合環境政策局環境影響評価課
https://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/file/20170620_4.pdf

- 国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（環境省自然環境局、平成25年3月）
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/21843.pdf>

参考 URL

- 環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）
<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.php>